

4. 徴税費累年比較

(単位:千円・%・人)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
税収入	予算額(イ)	262,928,000	290,809,000	290,087,000	293,125,000	305,816,000	
	調定期額(ロ)	268,966,037	294,623,003	295,797,493	297,436,190	309,927,854	
	収入額(ハ)	263,519,520	291,429,211	292,523,988	294,358,463	307,855,106	
徴 稅	人件費	基本給 超過勤務手当 諸手当 その他の手当 小計 その他の人件費 小計	1,436,222 20,636 72,648 869,934 963,218 610,910 3,010,350	1,385,992 23,867 73,893 830,721 928,481 595,234 2,909,707	1,348,826 25,988 72,885 822,530 921,403 601,618 2,871,847	1,346,981 26,150 73,102 830,470 929,722 597,369 2,874,072	1,342,266 32,932 72,112 873,360 978,404 607,720 2,928,390
	旅費	旅費	5,019	5,298	6,187	7,968	7,460
	物件費	需用費 通信運搬費 備品購入費 その他の 小計	41,712 65,417 316 512,537 619,982	47,849 64,176 - 592,463 704,488	44,106 66,628 637 626,414 737,785	44,322 65,489 1,001 514,989 625,801	49,101 75,852 11,192 608,019 744,164
	徴収取扱費等	5,859,159	5,788,482	5,821,062	5,760,051	6,095,494	
	合計(二)	9,494,510	9,407,975	9,436,881	9,267,892	9,775,508	
	する税 徴入税に 費対	対予算額(イ) 対定期額(ロ) 対収入額(ハ)	3.61 3.53 3.60	3.24 3.19 3.23	3.25% 3.19% 3.23%	3.16% 3.12% 3.15%	3.20% 3.15% 3.18%
税務職員数	税務職員 (うち京都地方税機構派遣)	員 (134)	352 (134)	350 (134)	346人 (134)	346人 (134)	346人 (131)
	嘱託・雇人・傭人	-	-	-	-	-	-
	合計	352	350	346人	346人	346人	
職員一人当たり徴収税額	748,635	832,655	832,655	850,747	889,755		
た職 員一 稅人 費當	人件費(含旅費)	8,566	8,329	8,318	8,330	8,485	
	物件費(含徴収取扱費)	18,407	18,551	18,956	18,456	19,768	
	合計	26,973	26,880	27,276	26,786	28,253	
事務所 数	税務事務のみを所管	4	4	4	4	2	
	税務事務併せて所管	6	6	6	6	6	
	合計	10	10	10	10	8	

第7 税制

1. 府 税 一 覧

(令和7年11月現在)

普通税

1. 個人府民税

(1) 均等割及び所得割

納税義務者	1 府内に住所を有する個人 2 府内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しないもの	府税条例第24条
課 税 標 準	所得割 前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額	府税条例第27条
控 除	所得控除 1 雑損控除(災害又は盜難若しくは横領により損失を受けた場合) 次のいずれか多い金額 ア (損失の金額ー保険等により補てんされた額)ー(総所得金額等× $\frac{1}{10}$) イ (災害関連支出の金額ー保険等により補てんされた額)ー5万円 2 医療費控除 (支払った医療費の総額ー保険等により補てんされた額)ー{(総所得金額等×5/100)又は10万円のいずれか低い額}(限度額200万円) 3 社会保険料控除 支払った額 4 小規模企業共済等掛金控除 支払った額 5 生命保険料控除 ア 旧契約(平成23年12月31日以前に生命保険会社等と契約をした保険契約等)に係る生命保険料又は個人年金保険料を支払った場合(両方を支払った場合は、以下の計算方法によりそれぞれ算出した金額の合計額(上限額70,000円)) 支払った保険料が (ア)15,000円以下の場合 支払った保険料の全額 (イ)15,000円超40,000円以下の場合 ... (支払った保険料の金額の合計額)×1/2+7,500円 (ウ)40,000円超70,000円以下の場合 ... (支払った保険料の金額の合計額)×1/4+17,500円 (エ)70,000円超の場合 ... 35,000円 イ 新契約(平成24年1月1日以後に生命保険会社等と契約をした保険契約等)に係る生命保険料、個人年金保険料又は介護医療保険料を支払った場合(各種にわたり支払った場合は、以下の計算方法によりそれぞれ算出した金額の合計額(上限額70,000円)) 支払った保険料が (ア)12,000円以下の場合 支払った保険料の全額 (イ)12,000円超32,000円以下の場合 ... (支払った保険料の金額の合計額)×1/2+6,000円 (ウ)32,000円超56,000円以下の場合 ... (支払った保険料の金額の合計額)×1/4+14,000円 (エ)56,000円超の場合 ... 28,000円 ウ 生命保険・個人年金保険に関して、新契約と旧契約の保険料を支払っている場合 新旧契約それぞれの計算方法により算出した金額の合計額 (各保険の上限額28,000円、全体の上限額70,000円) 6 地震保険料控除 ア 地震保険料 支払った地震保険料の1/2(限度額25,000円) イ 旧長期損害保険料 支払った保険料が (ア)5,000円以下の場合 支払った保険料の全額 (イ)5,000円超15,000円以下の場合 ... (支払った保険料の金額の合計額)×1/2+2,500円	府税条例第27条の2 地方税法第34条

- (ウ) 15,000円超の場合 10,000円
 ア・イ両方がある場合
 ア、イそれぞれの方法で計算した金額の合計額(限度額25,000円)
 7 ひとり親控除 30万円
 寡婦控除 26万円
 8 障害者、勤労学生控除 26万円
 特別障害者(精神又は身体に重度の障害がある者)の場合 30万円
 同居の特別障害者の場合 53万円
 9 配偶者控除
 ア 納税義務者の合計所得金額が900万円以下の場合
 控除対象配偶者...33万円、老人控除対象配偶者...38万円
 イ 納税義務者の合計所得金額が900万円超950万円以下の場合
 控除対象配偶者...22万円、老人控除対象配偶者...26万円
 ウ 納税義務者の合計所得金額が950万円超1000万円以下の場合
 控除対象配偶者...11万円、老人控除対象配偶者...13万円
 10 配偶者特別控除

(単位:万円)

納税義務者 配偶者	900以下	900超950以下	950超1000以下
48超100以下	33	22	11
100超105以下	31	21	11
105超110以下	26	18	9
110超115以下	21	14	7
115超120以下	16	11	6
120超125以下	11	8	4
125超130以下	6	4	2
130超133以下	3	2	1

- 11 扶養控除 扶養親族(年齢16歳以上の者)1人につき 33万円
 扶養親族が70歳以上の場合 38万円
 扶養親族が19歳以上23歳未満の場合 45万円
 扶養親族が同居の70歳以上の直系尊属の場合 45万円

12 基礎控除

納税義務者の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	なし

- 事業専従者控除
 青色申告者...適正な給与支払額
 白色申告者...限度額 配偶者86万円 その他50万円

地方税法第32条

- 税率
 1 均等割 年1,600円
 (うち「豊かな森を育てる府民税」600円)
 2 所得割 100分の2(京都市に居住の場合)
 100分の4(京都市以外に居住の場合)

 府税条例第31条
 豊かな森を育てる府民税条例第3条
 府税条例第28条

- 税額控除
 1 調整控除
 2 外国税額控除
 3 配当控除
 4 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除
 5 住宅借入金等特別税額控除
 6 寄附金税額控除

 府税条例第29条
 府税条例第30条
 府税条例附則第4条
 府税条例第30条の2
 府税条例附則第4条の4
 第4条の4の2
 府税条例第29条の2

賦課期日	当該年度の初日の属する年の1月1日	府税条例第32条
納期	(市町村民税の納期と同じ) 1 普通徴収……6月、8月、10月及び1月中（ただし均等割のみの場合6月中）において、市町村の条例で定める。 2 特別徴収（給与所得者）……特別徴収義務者（給与支払者）が特別徴収税額の12分の1の額を6月から翌年5月までの間に給与の支払をする際毎月徴収し、その徴収した月の翌月10日までに市町村に納入する。 3 特別徴収（65歳以上の公的年金受給者）……特別徴収義務者（年金保険者）が、各人の税額を年金の支給の際徴収し、その徴収した月の翌月10日までに市町村に納入する。 (仮徴収…4月、6月、8月 本徴収…10月、12月、2月)	地方税法第320条 地方税法第321条の5 地方税法第321条の7の6、第321条の7の8
徴収方法	普通徴収又は特別徴収（賦課徴収は市町村民税の賦課徴収と併せて行う。）	地方税法第41条、第319条
所得割の課税の特例	退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において府内に住所を有する者が、当該退職手当等の支払を受ける場合には、当該退職手当等の所得を他の所得と区別し、所得割を課する。	府税条例第36条の2から第36条の8まで

	る年の1月1日現在において府内に住所を有する者	
課税標準	特定株式等譲渡所得金額	府税条例第41条の11
税率	100分の5（100分の3） ※平成25年12月31日までの間に行われた特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る税率は（ ）内の税率	府税条例第41条の12 平成20年京都府条例第23号附則第4項
納期	当年分を翌年1月10日まで	府税条例第41条の14
徴収方法	特別徴収	府税条例第41条の13

(2) 利子割

納税義務者	利子等の支払又はその取扱いをする者（金融機関等）の営業所等で府内に所在するものを通じて利子等の支払を受ける個人	府税条例第24条
課税標準	支払を受けるべき利子等の額	府税条例第39条
税率	100分の5	府税条例第40条
納期	当月分を翌月10日まで	府税条例第41条の4
徴収方法	特別徴収	府税条例第41条の3

(3) 配当割

納税義務者	特定配当等の支払を受ける個人で当該特定配当等の支払を受けるべき日現在において府内に住所を有する者	府税条例第24条
課税標準	支払を受けるべき特定配当等の額	府税条例第41条の6
税率	100分の5（100分の3） ※平成25年12月31日までの間に支払を受けるべき特定配当等の額に係る税率は（ ）内の税率	府税条例第41条の7 平成20年京都府条例第23号附則第3項
納期	当月分を翌月10日まで（源泉徴収選択口座内配当等は当年分を翌年1月10日まで）	府税条例第41条の10
徴収方法	特別徴収	府税条例第41条の9

(4) 株式等譲渡所得割

納税義務者	選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価等に相当する金額の支払いを受ける個人で当該金額の支払を受けるべき日の属す	府税条例第24条
-------	---	----------

3. 法人事業税

2. 法人府民税

納稅義務者	○府内に事務所・事業所がある法人……均等割と法人税割 ○府内に事務所・事業所はないが、寮・宿泊所・クラブなどがある法人……均等割 ○府内に事務所・事業所や寮などがある法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めのあるもの……均等割（収益事業を行っている場合は、均等割と法人税割） ○法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課せられる個人で、府内に事務所又は事業所を有するもの…法人税割	府税条例第24条												
課 稅 標 準	法人税割 法人税額	地方税法第23条												
税 率	<p>1 均等割 (年額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 次に掲げる法人 (ア) 公共法人及び公益法人等 (イ) 人格のない社団等 (ウ) 一般社団法人及び一般財団法人 (エ) 資本金の額又は出資金の額を有しない法人 (保険業法に規定する相互会社は除く) (オ) 資本金等の額が1,000万円以下の法人</td><td>2万円</td></tr> <tr> <td>(2) 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人</td><td>5万円</td></tr> <tr> <td>(3) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人</td><td>13万円</td></tr> <tr> <td>(4) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人</td><td>54万円</td></tr> <tr> <td>(5) 資本金等の額が50億円を超える法人</td><td>80万円</td></tr> </tbody> </table> <p>a 保険業法に定める相互会社にあっては、上表の資本金等の額に代えて純資産額を基準にして税率を適用する。 b 資本金等の額 ……法人税法に規定する資本金等の額に無償増減資の額を加減算した額（当該金額が資本金と資本準備金の合算額に満たない場合は当該合算額）</p> <p>2 法人税割 令和元年10月1日以後に開始する事業年度 (1) 資本金の額若しくは出資金の額が3億円超、又は法人税額が1,600万円超の法人等……100分の1.8 ※令和13年3月31日までの特例措置 (2) (1)以外の法人……100分の1</p>	区 分	税 率	(1) 次に掲げる法人 (ア) 公共法人及び公益法人等 (イ) 人格のない社団等 (ウ) 一般社団法人及び一般財団法人 (エ) 資本金の額又は出資金の額を有しない法人 (保険業法に規定する相互会社は除く) (オ) 資本金等の額が1,000万円以下の法人	2万円	(2) 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人	5万円	(3) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	13万円	(4) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	54万円	(5) 資本金等の額が50億円を超える法人	80万円	府税条例第38条 地方税法第23条 府税条例附則第12条 府税条例第37条
区 分	税 率													
(1) 次に掲げる法人 (ア) 公共法人及び公益法人等 (イ) 人格のない社団等 (ウ) 一般社団法人及び一般財団法人 (エ) 資本金の額又は出資金の額を有しない法人 (保険業法に規定する相互会社は除く) (オ) 資本金等の額が1,000万円以下の法人	2万円													
(2) 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人	5万円													
(3) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	13万円													
(4) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	54万円													
(5) 資本金等の額が50億円を超える法人	80万円													
納 期	法人税と同じ。ただし公共法人及び公益法人で法人税の課されないもの……4月30日	地方税法第53条												
徴 収 方 法	申告納付	地方税法第53条												

納稅義務者	事業を行う法人（人格のない社団等で収益事業を行うもの及び法人課税信託の引受けを行う個人を含む。）			府税条例第42条																			
課 税 客 体	法人の行う事業			府税条例第42条																			
課 税 標 準	<p>1 2、3及び4以外の事業……各事業年度の所得 ※資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人（外形標準課税適用法人）については、以下のとおり</p> <table border="1"> <tr> <td>所 得 割</td> <td>各事業年度の所得</td> </tr> <tr> <td>付 加 価 値 割</td> <td>各事業年度の付加価値額</td> </tr> <tr> <td>資 本 割</td> <td>各事業年度の資本金等の額</td> </tr> </table> <p>2 電気供給業（3の事業を除く）、導管ガス供給業、保険業及び貿易保険業 ……各事業年度の収入金額</p> <p>3 電気供給業のうち小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業 ……各事業年度の収入金額及び所得 ※資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人（外形標準課税適用法人）については、以下のとおり</p> <table border="1"> <tr> <td>収 入 割</td> <td>各事業年度の収入金額</td> </tr> <tr> <td>付 加 価 値 割</td> <td>各事業年度の付加価値額</td> </tr> <tr> <td>資 本 割</td> <td>各事業年度の資本金等の額</td> </tr> </table> <p>4 特定ガス供給事業 ……各事業年度の収入金額、付加価値額及び資本金等の額</p>			所 得 割	各事業年度の所得	付 加 価 値 割	各事業年度の付加価値額	資 本 割	各事業年度の資本金等の額	収 入 割	各事業年度の収入金額	付 加 価 値 割	各事業年度の付加価値額	資 本 割	各事業年度の資本金等の額	府税条例第42条の5							
所 得 割	各事業年度の所得																						
付 加 価 値 割	各事業年度の付加価値額																						
資 本 割	各事業年度の資本金等の額																						
収 入 割	各事業年度の収入金額																						
付 加 価 値 割	各事業年度の付加価値額																						
資 本 割	各事業年度の資本金等の額																						
税 率	<p>1 2、3及び4以外の事業を行う法人 (1) (2)以外の法人（外形標準課税非適用法人） 令和元年10月1日以後に開始する事業年度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">普通法人</td> <td>年 400万円以下の 金額</td> <td>100分の3.5 (100分の3.75)</td> </tr> <tr> <td>年 400万円を超 年 800万円以下の 金額</td> <td>100分の5.3 (100分の5.665)</td> </tr> <tr> <td>年800万円を超 る金額</td> <td>100分の7 (100分の7.48)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別法人</td> <td>年 400万円以下の 金額</td> <td>100分の3.5 (100分の3.75)</td> </tr> <tr> <td>年400万円を超 える金額</td> <td>100分の4.9 (100分の5.23)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人のうち、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上である法人</td> <td>普通法人</td> <td>100分の7 (100分の7.48)</td> </tr> <tr> <td>特別法人</td> <td>100分の4.9 (100分の5.23)</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	税 率	普通法人	年 400万円以下の 金額	100分の3.5 (100分の3.75)	年 400万円を超 年 800万円以下の 金額	100分の5.3 (100分の5.665)	年800万円を超 る金額	100分の7 (100分の7.48)	特別法人	年 400万円以下の 金額	100分の3.5 (100分の3.75)	年400万円を超 える金額	100分の4.9 (100分の5.23)	3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人のうち、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上である法人	普通法人	100分の7 (100分の7.48)	特別法人	100分の4.9 (100分の5.23)	府税条例第42条の7 府税条例附則第12条の2
区 分	税 率																						
普通法人	年 400万円以下の 金額	100分の3.5 (100分の3.75)																					
	年 400万円を超 年 800万円以下の 金額	100分の5.3 (100分の5.665)																					
	年800万円を超 る金額	100分の7 (100分の7.48)																					
	特別法人	年 400万円以下の 金額	100分の3.5 (100分の3.75)																				
年400万円を超 える金額		100分の4.9 (100分の5.23)																					
3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人のうち、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上である法人	普通法人	100分の7 (100分の7.48)																					
	特別法人	100分の4.9 (100分の5.23)																					

(2) 資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人
(外形標準課税適用法人)

令和4年4月1日以後に開始する事業年度

区分	税率
所得割	100分の1 (100分の1.18)
付加価値割	100分の1.2 (100分の1.26)
資本割	100分の0.5 (100分の0.525)

2 電気供給業(3の事業を除く)、導管ガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う法人

令和4年4月1日以後に開始する事業年度

区分	税率
収入割	100分の1 (100分の1.065)

3 電気供給業のうち小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業^(※注)を行う法人

(1) (2)以外の法人(外形標準課税非適用法人)

令和2年4月1日以後に開始する事業年度

区分	税率
収入割	100分の0.75 (100分の0.8025)
所得割	100分の1.85 (100分の1.9425)

(2) 資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人
(外形標準課税適用法人)

令和2年4月1日以後に開始する事業年度

区分	税率
収入割	100分の0.75 (100分の0.8025)
付加価値割	100分の0.37 (100分の0.3885)
資本割	100分の0.15 (100分の0.1575)

(※注) 特定卸供給事業は、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用。

4 特定ガス供給業を行う法人

令和4年4月1日以後に開始する事業年度

区分	税率
収入割	100分の0.48 (100分の0.519)
付加価値割	100分の0.77 (100分の0.8085)
資本割	100分の0.32 (100分の0.336)

() 内の税率は、令和12年12月31日までの特例措置。ただし、資本金の額又は出資金の額が3億円以下で、かつ割毎に次の要件を満たす法人等は除く。

適用対象要件		
所得割	所得	4千万円以下
付加価値割	付加価値額	1億4千万円以下
資本割	資本金等の額 ^(※注)	1億6千万円以下
収入割	収入金額	3億2千万円以下

(※注) ・法人税法に規定する資本金等の額に無償増減資の額を加減算した額(当該金額が資本金と資本準備金の合算額に満たない場合は当該合算額)

納期	1 確定申告 事業年度終了の日から原則として2月以内	地方税法第72条の25、 第72条の28
	2 中間(予定)申告 事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内	地方税法第72条の26
徴収方法	申告納付	
		地方税法第72条の24の12

(参考) 特別法人事業税

地域間の税源偏在を是正するための措置として、法人事業税の一部を分離し創設
令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用

税率	令和4年4月1日以後に開始する事業年度		
	区分	税率	
基準法人 所得割額	外形標準課税適用法人	260%	
	外形標準課税適用法人 以外の法人	37%	
	特別法人	34.5%	
	下記事業以外の事業	30%	
	小売電気事業等・発電事業等・特定卸供給事業 ^(※注)	40%	
	特定ガス供給業	62.5%	
(※注) 特定卸供給事業は、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用。			
基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、標準税率で計算された 法人事業税(所得割、収入割)の税額			
徴収方法	法人事業税と併せて申告納付		

4. 個人事業税

納税義務者	第一種事業、第二種事業及び第三種事業を行う個人	府税条例第42条
課税客体	<p>1 個人の行う第一種事業 (1) 物品販売業 (動植物その他通常物品といわぬものの販売業を含む。) (2) 保険業 (3) 金銭貸付業 (4) 物品貸付業 (動植物その他通常物品といわぬものの貸付業を含む。) (5) 不動産貸付業 (6) 製造業 (物品の加工修理業を含む。) (7) 電気供給業 (8) 土石採取業 (9) 電気通信事業 (放送事業を含む。) (10) 運送業 (11) 運送取扱業 (12) 船舶定期業 (13) 倉庫業 (物品の寄託を受け、これを保管する業を含む。) (14) 駐車場業 (15) 請負業 (16) 印刷業 (17) 出版業 (18) 写真業 (19) 席貸業 (20) 旅館業 (21) 料理店業 (22) 飲食店業 (23) 周旋業 (24) 代理業 (25) 仲立業 (26) 間屋業 (27) 両替業 (28) 公衆浴場業 (3 (24) に該当するものを除く。) (29) 演劇興行業 (30) 遊技場業 (31) 遊覧所業 (32) 商品取引業 (33) 不動産売買業 (34) 広告業 (35) 興信所業 (36) 案内業 (37) 冠婚葬祭業</p> <p>2 個人の行う第二種事業 (1) 畜産業 (農業に付随して行うものを除く。) (2) 水産業 (小規模な水産動植物の採捕の事業として政令で定めるものを除く。) (3) 薪炭製造業</p> <p>3 個人の行う第三種事業 (1) 医業 (2) 歯科医業 (3) 薬剤師業 (4) あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業 (両眼の視力を喪失した者その他これに類する政令で定める視力障害のある者が行うものを除く。) (5) 獣医学 (6) 装蹄師業 (7) 弁護士業 (8) 司法書士業 (9) 行政書士業 (10) 公証人業 (11) 弁理士業 (12) 税理士業 (13) 公認会計士業 (14) 計理士業 (15) 社会保険労務士業 (16) コンサルタント業 (17) 設計監督者業 (18) 不動産鑑定業 (19) デザイン業 (20) 諸芸師匠業 (21) 理容業 (22) 美容業 (23) クリーニング業 (24) 公衆浴場業 (政令で定めるものを除く。) (25) 歯科衛生士業 (26) 歯科技工士業 (27) 測量士業 (28) 土地家屋調査士業 (29) 海事代理士業 (30) 印刷製版業</p>	地方税法第72条の2 地方税法施行令第10条の3
課税標準	所得	府税条例第42条の14
控除	<p>1 専従者控除 青色申告……適正な給与支払額 白色申告……限度額 配偶者 86万円 その他 50万円</p> <p>2 損失の繰越控除 (青色申告者のみ)</p> <p>3 被災事業用資産の損失の繰越控除</p> <p>4 事業用資産の譲渡損失の控除</p> <p>5 事業用資産の譲渡損失の繰越控除 (青色申告者のみ) 以上のものは申告書を提出した場合のみ控除</p> <p>6 事業主控除……290万円</p>	地方税法第72条の49の12 地方税法第72条の14
税率	<p>1 第一種事業を行う個人……所得の100分の5</p> <p>2 第二種事業を行う個人……所得の100分の4</p> <p>3 第三種事業 (4に掲げるものを除く。) を行う個人 ……所得の100分の5</p> <p>4 第三種事業のうち地方税法第72条の2第10項第5号及び第7号</p>	府税条例第42条の16

	に掲げる事業を行う個人……所得の100分の3	
減免	<p>1 災害を受けた場合 (1) 減免を受ける者……震災、風水害、火災又はこれらに類する災害により事業用資産に損害を受けた場合 (被害割合が10分の1以上であること) (2) 減免額……事業税額に被害割合を乗じて得た額を限度として減免。ただし、被害割合が2分の1以上であり、かつ、前年の事業の所得金額が500万円以下である場合は、事業税額を一律免除</p> <p>2 生活困難の場合 (1) 減免を受ける者……生活保護法の規定による保護を受ける者等 (2) 減免額……当該税額を限度として減免</p> <p>3 傷病等によって事業を休止した場合 (1) 減免を受ける者……納税者又は納税者の扶養親族で入院者等がある者その他これらに類するものと認められる者 (2) 減免額……所得のうち入院等によって減少すると認められる金額に税率を乗じて得た額を限度として減免</p> <p>4 事業の形態が特殊であると認められる場合 (1) 減免を受ける者……間屋又は製造業者の委託により物品の提供を受けて、専ら家内労働でその物品の製造又は加工を行う者 (販売加工を行う者) (2) 減免額……事業専従者1人につき17万円に税率を乗じた額を限度額として減免</p>	府税条例第42条の20の2 府税条例附則第12条の3 府税条例第42条の20の2
納期	<p>1 税額1万円超の場合 第1期 8月1日から8月31日まで 第2期 11月1日から11月30日まで</p> <p>2 税額1万円以下の場合 8月1日から8月31日まで</p> <p>3 年の途中において事業を廃止した場合……納税通知書発付の日から20日以上30日以内の日で当該納税通知書に定める日まで</p>	府税条例第42条の17
徴収方法	普通徴収	地方税法第72条の49の18

5. 地方消費税

納税義務者	1 課税資産の譲渡等 (譲渡割) ……譲渡を行った事業者 2 課税貨物の保税地域からの引取り (貨物割) ……引き取る者	府税条例第42条の21
課税客体	1 譲渡割…事業として対価を得て行う資産の譲渡、貸付け及び役務の提供 2 貨物割…保税地域から引き取られる外国貨物	府税条例第42条の21
課税標準	消費税額	府税条例第42条の22
税率	78分の22 (消費税率 $7.8\% \times 22/78 = \text{実質 } 2.2\%$) ・標準税率 (消費税率 $7.8\% \times 22/78 = \text{実質 } 2.2\%$) ・軽減税率 (消費税率 $6.24\% \times 22/78 = \text{実質 } 1.76\%$)	府税条例第42条の23
納期	(消費税の納期と同じ) 1 譲渡割 (1) 確定申告個人事業者…3月31日 法人…事業年度終了の日から2月以内	地方税法第72条の88

	(2) 中間申告	地方税法第72条の87	一定の住宅を取得した場合（中古） 1戸につき……建築年により 100万円、150万円、230万円、 350万円、420万円、450万円、1,000万円 又は1,200万円を価格から控除	
	前 期 の 消 費 税 確 定 年 税 額(注1)	個人事業者 法 人		
	4,800万円超	課税期間開始の日以後 1月ごとに区分した各期間につき、その各期間の末日の翌日から 2月以内（注2）		
	400万円超 4,800万円以下	5月31日 事業年度開始の日以後 8月31日 3月・6月・9月 11月30日 を経過した日から 2月以内		府税条例第43条の3 府税条例附則第14条の2
	48万円超 400万円以下	8月31日 事業年度開始の日以後 6月を経過した日から 2月以内		府税条例第43条の10 府税条例附則第12条の4 府税条例第43条の11の2
	48万円以下	中間申告不要		
	(注1) 地方消費税は含まない。 (注2) 個人事業者の場合には、その課税期間開始の2月分（1月及び2月分）は5月末日、法人の場合には、その課税期間開始後の1月分は、その課税期間開始の日から2月を経過した日から2月以内とする措置がある。			
2	貨物割 課税貨物を引き取るとき	地方税法第72条の103		
徴 収 方 法	1 讓渡割……申告納付 2 貨物割……申告納付	地方税法第72条の86 地方税法第72条の100		

6. 不動産取得税

納税義務者	不動産（土地又は家屋）の取得者	府税条例第43条	
課 稅 客 体	不動産の取得	府税条例第43条	
課 稅 免 除	1 地域団体が公民館に類似する施設の用に供する不動産その他の公共の用に供する不動産を取得した場合 2 宅地等の造成、賃貸その他の管理及び譲渡等を行うことを目的とする公益社団法人又は公益財団法人該当の特定の法人がその業務の用に供する土地又は国若しくは地方公共団体が公用若しくは公共の用に供する家屋を取得した場合 3 公益社団法人又は公益財団法人が文化財の保全の用に供する不動産を取得した場合	府税条例第43条の2	個人が耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修を行い、当該住宅が耐震基準に適合することの証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供したときは、当該耐震基準不適合既存住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から当該耐震基準不適合既存住宅が新築された時において控除するものとされていた額に税率100分の3を乗じて得た額を減額する。（※2） (※1) 耐震基準適合既存住宅とは既存住宅のうち地震に対する安全性に係る耐震基準に適合するもの (※2) 耐震基準不適合既存住宅とは既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のもの
課 税 標 準	取得した時における不動産の価格	府税条例第43条	減 免 1 取得した不動産が次に該当する場合に損害額に税率を乗じて得た額を限度として減免 (1) 被災不動産に代わるものとして取得したもの (2) 取得直後に被災したもの
免 税 点	不動産取得税の課税標準となるべき額 (1) 土地の取得（当該土地を取得した日から1年以内の当該土地に隣接する土地の取得を含む。）の場合……10万円 (2) 家屋の取得……（当該家屋を取得した日から1年以内の当該家屋と一構なるべき家屋の取得を含む。）の場合 建築したもの……1戸につき 23万円 その他…………1戸につき 12万円	地方税法第73条の15の2	2 次の各号に掲げる者が、当該法人の設立前1年以内に各号に掲げる不動産を取得した場合に当該不動産の価格に税率を乗じて得た額を限度として減免 (1) 宗教法人を設立しようとする者が宗教法人法第3条に規定する境内建物及び境内地の用に供する不動産 (2) 学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人を設立しようとする者がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する不動産 (3) 学校法人を設立しようとする者が、その設置する寄宿舎で直接その用に供する不動産 (4) 公益社団法人、公益財団法人、宗教法人又は社会福祉法人を設立しようとする者がその設置する幼稚園において直接保育の
特 例 控 除	一定の住宅を建築した場合（新築） 1戸につき…1,200万円(1,300万円)を価格から控除 ()内は、長期優良住宅の新築の場合。平成21年6月4日から令和8年3月31日までの取得に限る。	府税条例第43条の2の2 府税条例附則第13条第8項	府税条例第43条の2の3

	用に供する不動産	
(5)	公益社団法人又は公益財団法人を設立しようとする者が、その設置する看護師、准看護師、歯科衛生士及び歯科技工士の養成所において直接教育の用に供する不動産	
(6)	公益社団法人若しくは公益財団法人（職業能力開発促進法第24条の規定による認定職業訓練を行うことを目的とするものに限る。）、職業訓練法人又は職業訓練法人連合会を設立しようとする者が、その設置する職業訓練施設において直接職業訓練の用に供する不動産	
(7)	社会福祉法による社会福祉事業又は更生保護事業法による更生保護事業を経営することを目的として法人を設立しようとする者が直接その事業の用に供する不動産	
(8)	学術の研究を目的とする公益社団法人又は公益財団法人を設立しようとする者が直接その研究の用に供する不動産	
3	農業委員会のあっせんによる農地の交換により土地を取得した場合には当該土地の価格に税率を乗じて得た額を限度として減免	
4	国又は地方公共団体から補助金の交付を受けて特定の不動産を取得した場合には価格に当該不動産の取得価格に対する当該補助金の額の割合を乗じて得た額に税率を乗じて得た額を限度として減免	
5	新築した住宅を譲り受けたための土地の取得等府税条例第43条の10の規定に照らし減免することが適當と認められる一定の場合には同条の規定による減免の計算に乗じて計算した金額を限度として減免	
6	京都府環境を守り育てる条例に規定する特定工場又は特定施設の設置者が公共の危害防止のためにするばい煙、粉じん、汚水等の処理に係る施設の用に供する不動産を取得した場合には当該不動産の価格に税率を乗じた額を限度として減免	
納 期	納税通知書発付の日から20日以上30日以内の日で当該納税通知書に定める日まで	府税条例第43条の4
徴収方法	普通徴収	地方税法第73条の17

7. 府たばこ税

納税義務者	特定販売業者及び卸売販売業者	府税条例第44条、第44条の2
課税客体	売渡し又は消費に係る製造たばこ	府税条例第44条、第44条の2
課税標準	製造たばこの本数	府税条例第44条の3
税率	1,000本につき1,070円	府税条例第44条の4
納期	当月分を翌月末日まで	府税条例第44条の7
徴収方法	申告納付	府税条例第44条の6

8. ゴルフ場利用税

納税義務者	ゴルフ場の利用者	府税条例第45条
課税客体	ゴルフ場の利用行為	府税条例第45条
税率	1人1日について 1級 1,200円 2級 1,150円 3級 1,050円 4級 1,000円	府税条例第45条の2
	次に該当するゴルフ場の利用で、その利用料金が通常の利用料金の5分の1((イ)については2分の1)以上軽減されている場合は、上記税率の2分の1 (ア)年齢65歳以上70歳未満の者のゴルフ場の利用 (イ)利用時間、利用場所等の制限があるゴルフ場の利用で規則で定めるもの (ウ)国民スポーツ大会に準じる競技会に参加するプロゴルファー以外の選手の当該競技会に係るゴルフ場の利用で規定で定めるもの	
納期	当月分を翌月15日まで	府税条例第45条の6
徴収方法	特別徴収	府税条例第45条の3

9. 軽油引取税

納税義務者	軽油の引取りで現実の納入を伴うものを行う者（混和課税の場合の販売業者等例外がある。）	府税条例第 57 条、第 58 条
課税客体	軽油の引取り（混和課税の場合の販売等例外がある。）	府税条例第 57 条、第 58 条
課税免除	1 地方税法第 144 条の 14 第 4 項の規定による知事の承認があった場合 (1) 軽油の引取りで本邦からの輸出として行われたもの (2) 既に軽油引取税を課された軽油に係る引取り 2 免税軽油の引取り（船舶の動力源用の軽油等） 地方税法第 144 条の 21 第 1 項の規定によって免税証の交付があった場合及び地方税法第 144 条の 31 第 4 項若しくは第 5 項の規定によって知事の承認があった場合 (令和 9 年 3 月 31 日までに、免税用途に消費する場合に限る。)	府税条例第 60 条 府税条例第 61 条、 府税条例附則第 15 条の 4 の 5
課税標準	引取りに係る軽油の数量（混和課税の場合は販売量等）	府税条例第 57 条、第 58 条
税率	1 キロリットルにつき 15,000 円（32,100 円） () 内は、当分の間の特例措置	府税条例第 61 条の 2、 府税条例附則第 15 条の 4 の 6
納期	当月分を翌月末まで	府税条例第 61 条の 5、 第 61 条の 8
徴収方法	1 特別徴収 2 申告納付……みなす課税の場合等 3 普通徴収……免税証の不正受給等によって免税軽油を引取った場合	府税条例第 61 条の 3

10. 自動車税

(1) 環境性能割

納税義務者	自動車の取得者（割賦販売など所有権留保付売買の場合は買主）				府税条例第 62 条（府税条例第 62 条の 2）																																													
課税客体	自動車の取得				府税条例第 62 条 府税条例第 62 条の 2																																													
課税標準	自動車の通常の取得価額				府税条例第 63 条の 5																																													
免稅点	50 万円				地方税法第 158 条																																													
税率	乗用車の例（令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">燃費性能等</th> <th colspan="2">登録車</th> <th colspan="2">軽自動車※</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td rowspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ令和 12 年度燃費基準 85%達成車かつ令和 2 年度燃費基準達成車</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ令和 12 年度燃費基準 80%達成車かつ令和 2 年度燃費基準達成車</td> <td>1.0%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ令和 12 年度燃費基準 70%達成車かつ令和 2 年度燃費基準達成車</td> <td>2.0%</td> <td>0.5%</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ令和 12 年度燃費基準 60%達成車かつ令和 2 年度燃費基準達成車</td> <td>3.0%</td> <td>1.0%</td> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td>2.0%</td> <td></td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table>				燃費性能等	登録車		軽自動車※		自家用	営業用	自家用	営業用	電気自動車等	非課税	非課税	非課税	非課税	★★★★かつ令和 12 年度燃費基準 85%達成車かつ令和 2 年度燃費基準達成車	★★★★かつ令和 12 年度燃費基準 80%達成車かつ令和 2 年度燃費基準達成車	1.0%				★★★★かつ令和 12 年度燃費基準 70%達成車かつ令和 2 年度燃費基準達成車	2.0%	0.5%	1.0%	0.5%	★★★★かつ令和 12 年度燃費基準 60%達成車かつ令和 2 年度燃費基準達成車	3.0%	1.0%	2.0%	1.0%	上記以外		2.0%		2.0%	府税条例第 63 条の 6 府税条例附則第 15 条の 4 の 9 第 1 項										
燃費性能等	登録車		軽自動車※																																															
	自家用	営業用	自家用	営業用																																														
電気自動車等	非課税	非課税	非課税	非課税																																														
★★★★かつ令和 12 年度燃費基準 85%達成車かつ令和 2 年度燃費基準達成車																																																		
★★★★かつ令和 12 年度燃費基準 80%達成車かつ令和 2 年度燃費基準達成車	1.0%																																																	
★★★★かつ令和 12 年度燃費基準 70%達成車かつ令和 2 年度燃費基準達成車	2.0%	0.5%	1.0%	0.5%																																														
★★★★かつ令和 12 年度燃費基準 60%達成車かつ令和 2 年度燃費基準達成車	3.0%	1.0%	2.0%	1.0%																																														
上記以外		2.0%		2.0%																																														
	「★★★★」は、平成 30 年排出ガス基準 50% 低減達成車又は平成 17 年排出ガス基準 75% 低減達成車である。																																																	
	乗用車の例（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">燃費性能等</th> <th colspan="2">登録車</th> <th colspan="2">軽自動車※</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td rowspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ令和 12 年度燃費基準 95% 達成車かつ令和 2 年度燃費基準達成車</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ令和 12 年度燃費基準 90% 達成車かつ令和 2 年度燃費基準達成車</td> <td>1.0%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ令和 12 年度燃費基準 85% 達成車かつ令和 2 年度燃費基準達成車</td> <td></td> <td>0.5%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ令和 12 年度燃費基準 80% 達成車かつ令和 2 年度燃費基準達成車</td> <td>2.0%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ令和 12 年度燃費基準 75% 達成車かつ令和 2 年度燃費基準達成車</td> <td></td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ令和 12 年度燃費基準 70% 達成車かつ令和 2 年度燃費基準達成車</td> <td>3.0%</td> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td>2.0%</td> <td></td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table>				燃費性能等	登録車		軽自動車※		自家用	営業用	自家用	営業用	電気自動車等	非課税	非課税	非課税	非課税	★★★★かつ令和 12 年度燃費基準 95% 達成車かつ令和 2 年度燃費基準達成車	★★★★かつ令和 12 年度燃費基準 90% 達成車かつ令和 2 年度燃費基準達成車	1.0%				★★★★かつ令和 12 年度燃費基準 85% 達成車かつ令和 2 年度燃費基準達成車		0.5%			★★★★かつ令和 12 年度燃費基準 80% 達成車かつ令和 2 年度燃費基準達成車	2.0%				★★★★かつ令和 12 年度燃費基準 75% 達成車かつ令和 2 年度燃費基準達成車		1.0%	1.0%	0.5%	★★★★かつ令和 12 年度燃費基準 70% 達成車かつ令和 2 年度燃費基準達成車	3.0%	2.0%	1.0%	1.0%	上記以外		2.0%		2.0%	
燃費性能等	登録車		軽自動車※																																															
	自家用	営業用	自家用	営業用																																														
電気自動車等	非課税	非課税	非課税	非課税																																														
★★★★かつ令和 12 年度燃費基準 95% 達成車かつ令和 2 年度燃費基準達成車																																																		
★★★★かつ令和 12 年度燃費基準 90% 達成車かつ令和 2 年度燃費基準達成車	1.0%																																																	
★★★★かつ令和 12 年度燃費基準 85% 達成車かつ令和 2 年度燃費基準達成車		0.5%																																																
★★★★かつ令和 12 年度燃費基準 80% 達成車かつ令和 2 年度燃費基準達成車	2.0%																																																	
★★★★かつ令和 12 年度燃費基準 75% 達成車かつ令和 2 年度燃費基準達成車		1.0%	1.0%	0.5%																																														
★★★★かつ令和 12 年度燃費基準 70% 達成車かつ令和 2 年度燃費基準達成車	3.0%	2.0%	1.0%	1.0%																																														
上記以外		2.0%		2.0%																																														
	「★★★★」は、平成 30 年排出ガス基準 50% 低減達成車又は平成 17 年排出ガス基準 75% 低減達成車である。																																																	

特例措置	1 バリアフリー対応バス・タクシーの取得に係る軽減措置 2 先進安全自動車（A S V）の取得に係る軽減措置について	府税条例附則第15条の4の10
減 免	1 災害のあった日から6箇月以内に取得された自動車であって、被災自動車に代わるものとして取得した自動車として認められるもの 2 公的医療機関の救急自動車、血液事業の用に供する自動車又はべき地巡回診療の用に供する自動車 3 下肢等障害者が取得した自動車で、専ら当該下肢等障害者が運転するもの又は当該下肢等障害者と生計を一にする者が専ら当該下肢等障害者のために運転するものについて1台に限り減免する。（音声機能障害を有する者の場合は、当該下肢等障害者が運転するものに限る。） 4 下肢等障害者が18歳未満、重度の障害者又は生徒・学生である場合にあっては、当該下肢等障害者と生計を一にする者が取得した自動車で、専ら当該下肢等障害者が運転するもの又は当該下肢等障害者と生計を一にする者が専ら当該下肢等障害者のために運転するものについて1台に限り減免する。 5 下肢等障害者のみで構成される世帯の下肢等障害者（音声機能障害を有する者を除く。）が取得した自動車で当該下肢等障害者を常時介護する者が専ら当該下肢等障害者のために運転するものについて1台に限り減免する。 6 特種用途自動車のうち、構造上下肢等障害者の利用に専ら供するための自動車と知事が認めるもの 7 構造上下肢等障害者の利用に供するための自動車で下肢等障害者以外の者の利用に併せて供するものと知事が認めるもの 8 構造上下肢等障害者が専ら運転するための自動車と知事が認めるもので営業用のもの 上記1の自動車については、被災自動車の被災日前日時点での通常の取得価額として知事が算定した額に税率を乗じて得た金額を減免し、2又は6の自動車については、通常の取得価額に税率を乗じて得た額を限度として減免し、3から5までの自動車については、通常の取得価額と300万円とのいづれか少ない額に税率を乗じて得た額を限度として減免し、7又は8の自動車については当該自動車の通常の取得価額のうち下肢等障害者の利用に供するための製造若しくは構造変更又は専ら下肢等障害者が運転するための製造若しくは構造変更に要した金額として知事が定める額に税率を乗じて得た額に相当する額を減免する。	府税条例第63条の14 府税条例附則第15条の4の11
納 期	1 新規登録、検査又は届出がされる自動車に係る自動車……当該登録、検査又は届出の時 2 移転登録を受けるべき自動車……当該登録を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日（その日前に当該登録を受けたときは、当該登録の時） 3 1又は2以外の自動車で、自動車検査証の記入を受けるべき自動車又は軽自動車届出済証の記入を受けるべき自動車……当該記入を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時） 4 1から3まで以外の自動車……当該自動車の取得の日から15日を経過する日	府税条例第63条の8 地方税法第160条
徴収方法	申告納付（原則として証紙徴収）	府税条例第63条の7、第63条の8

※軽自動車税の環境性能割は市町村税であるが、当分の間、都道府県が賦課徴収を行う。

（参考）旧自動車取得税

納税義務者	自動車の取得者（割賦販売など所有権留保付売買の場合は買主）	
課税客体	自動車の取得	
課税標準	自動車の取得価格	
免 稅 点	15万円（50万円） ()内は、令和元年9月30日までの暫定措置	
税 率	100分の3（100分の2） ()内は、営業用自動車及び軽自動車の取得に係る当分の間の特例措置	
特例措置	1 エコカー減税 2 バリアフリー対応バス・タクシーの取得に係る軽減措置 3 先進安全自動車（A S V）の取得に係る軽減措置 ※対象になるのは新車のみであり、「エコカー減税」又は「バリアフリー特例」とはいづれかの選択適用となる。	
減 免	1 災害のあった日から6ヶ月以内に取得された自動車であって、被災自動車に代わるものとして取得した自動車として認められるもの 2 公的医療機関の救急自動車、血液事業の用に供する自動車又はべき地巡回診療の用に供する自動車 3 下肢等障害者が取得した自動車で、専ら当該下肢等障害者が運転するもの又は当該下肢等障害者と生計を一にする者が専ら当該下肢等障害者のために運転するものについて1台に限り減免する。（音声機能障害を有する者の場合は、当該下肢等障害者が運転するものに限る。） 4 下肢等障害者が18歳未満、重度の障害者又は生徒・学生である場合にあっては、当該下肢等障害者と生計を一にする者が取得した自動車で、専ら当該下肢等障害者が運転するもの又は当該下肢等障害者と生計を一にする者が専ら当該下肢等障害者のために運転するものについて1台に限り減免する。 5 下肢等障害者のみで構成される世帯の下肢等障害者（音声機能障害を有する者を除く。）が取得した自動車で当該下肢等障害者を常時介護する者が専ら当該下肢等障害者のために運転するものについて1台に限り減免する。 6 特種用途自動車のうち、構造上下肢等障害者の利用に専ら供するための自動車と知事が認めるもの 7 構造上下肢等障害者の利用に供するための自動車で下肢等障害者以外の者の利用に併せて供するものと知事が認めるもの 8 構造上下肢等障害者が専ら運転するための自動車と知事が認めるもので営業用のもの 上記1の自動車の取得については、被災自動車の被災日前日時点での価額として知事が算定した額に税率を乗じて得た金額を減免し、2又は6の自動車の取得については、取得価額に税率を乗じて得た額を限度として減免し、3から5までの自動車の取得については、取得価格と300万円とのいづれか少ない額に税率を乗じて得た額を限度として減免し、7又は8の自動車の取得については当該自動車の取得価額のうち下肢等障害者の利用に供するための製造若しくは構造変更又は専ら下肢等障害者が運転するための製造若しくは構造変更に要した金額として知事が定める額に税率を乗じて得た額に相当する額を減免する。	
納 期	1 新規登録、検査又は届出がされる自動車に係る自動車の取得…当該登録、検査又は届出の時	

	2 移転登録を受けるべき自動車の取得……当該登録を受けるべき事由があった日から 15 日を経過する日(その前に当該登録を受けたときは、当該登録の時)
	3 1 又は 2 以外の自動車の取得で、自動車検査証の記入を受けるべき自動車又は軽自動車届出済証の記入を受けるべき自動車の取得……当該記入を受けるべき事由があった日から 15 日を経過する日(その前に当該記入を受けたときは、当該記入の時)
	4 1 から 3 まで以外の自動車の取得……当該自動車の取得の日から 15 日を経過する日
徴収方法	申告納付(原則として証紙徴収)

(2) 種別割

納税義務者	自動車の所有者(割賦販売など所有者留保付売買の場合は買主)	府税条例第62条
課税客体	自動車	府税条例第62条
課税免除	1 商品であって使用しない自動車 2 消防自動車及び救急専用自動車 3 学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する自動車、公益社団法人、公益財団法人、宗教法人又は社会福祉法人がその設置する幼稚園において直接保育の用に供する自動車及び公益社団法人又は公益財団法人がその設置する看護師等の養成所において直接教育の用に供する自動車 4 社会福祉事業、更生保護事業、生活保護法による保護施設、児童福祉法による児童福祉施設、老人福祉法による老人福祉施設及び身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設の用に供する自動車 5 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、私立学校教職員共済組合並びに国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、農業協同組合法及び消費生活協同組合法による組合及び連合会等が所有し、かつ、経営する病院、診療所及び健康相談所において巡回診療又は患者の輸送の用に供する自動車 6 道路交通法第99条第1項に規定する指定自動車教習所が、下肢等障害者のための教習の用に供する特別の装置を備えた自動車	府税条例第63条
税率	自動車1台につき 年額(賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した月の翌月から、また賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した月まで、月割をもって課する。 1 乗用車	府税条例第64条 府税条例附則第15条の6 (地方税法第177条の10)

区分	営業用	自家用	
		初回新規登録日	
		～R1.9.30	R1.10.1～
総排気量1.0以下 又は電気を動力源とするもの	7,500円	29,500円	25,000円
〃 1.0超 1.50以下	8,500円	34,500円	30,500円
〃 1.50超 2.0以下	9,500円	39,500円	36,000円
〃 2.0超 2.50以下	13,800円	45,000円	43,500円
〃 2.50超 3.0以下	15,700円	51,000円	50,000円

〃 3.0超 3.50以下	17,900円	58,000円	57,000円
〃 3.50超 4.0以下	20,500円	66,500円	65,500円
〃 4.0超 4.50以下	23,600円	76,500円	75,500円
〃 4.50超 6.0以下	27,200円	88,000円	87,000円
〃 6.0超	40,700円	111,000円	110,000円

2 トラック(最大乗車定員が3人以下のもの)

区分	税額	
	営業用	自家用
最大積載量 1トン以下	6,500円	8,000円
〃 1トン超 2トン以下	9,000円	11,500円
〃 2トン超 3トン以下	12,000円	16,000円
〃 3トン超 4トン以下	15,000円	20,500円
〃 4トン超 5トン以下	18,500円	25,500円
〃 5トン超 6トン以下	22,000円	30,000円
〃 6トン超 7トン以下	25,500円	35,000円
〃 7トン超 8トン以下	29,500円	40,500円
〃 8トン超	29,500円に 8トンを超 える1トン までごとに 4,700円を 加算した額	40,500円に 8トンを超 える1トン までごとに 6,300円を 加算した額

貨客兼用車(最大乗車定員が4人以上で最大積載量が1トン以下のもの)

区分	税額	
	営業用	自家用
総排気量 1.0以下 又は電気を動力源とするもの	10,200円	13,200円
総排気量 1.0超 1.50以下	11,200円	14,300円
総排気量 1.50超	12,800円	16,000円

貨客兼用車(最大乗車定員が4人以上のもの)で最大積載量が1トンを超えるものについては、トラックの税率に排気量に応じて下記の加算額を加算します。

区分	加算額	
	営業用	自家用
総排気量 1.0以下 又は電気を動力源とするもの	3,700円	5,200円
総排気量 1.0超 1.50以下	4,700円	6,300円
総排気量 1.50超	6,300円	8,000円

けん引車及び被けん引車

区分	税額	
	営業用	自家用
小型自動車に属するけん引車	7,500円	10,200円
普通自動車に属するけん引車	15,100円	20,600円
小型自動車に属する被けん引車	3,900円	5,300円
普通自動車に属する被	7,500円	10,200円

けん引車	最大積載量 8トン超	7,500円に最大積載量 が8トンを超える部 分1トンまでごとに 3,800円を加算した額	10,200円に最大積載量 が8トンを超える部分 1トンまでごとに 5,100円を加算した額

3 バス

区分		税額	
		営業用	自家用
一般乗用	乗車定員 30人以下	12,000円	
	" 30人超 40人以下	14,500円	
	" 40人超 50人以下	17,500円	
	" 50人超 60人以下	20,000円	
	" 60人超 70人以下	22,500円	
	" 70人超 80人以下	25,500円	
	" 80人超	29,000円	
その他	乗車定員 30人以下	26,500円	33,000円
	" 30人超 40人以下	32,000円	41,000円
	" 40人超 50人以下	38,000円	49,000円
	" 50人超 60人以下	44,000円	57,000円
	" 60人超 70人以下	50,500円	65,500円
	" 70人超 80人以下	57,000円	74,000円
	" 80人超	64,000円	83,000円

4 特種用途自動車

(1) キャンピング車

区分		税額	
		初回新規登録日	
		～R1.9.30	R1.10.1～
総排気量1ℓ以下又は電気を動力源とするもの		23,600円	20,000円
" 1ℓ超 1.5ℓ以下		27,600円	24,400円
" 1.5ℓ超 2ℓ以下		31,600円	28,800円
" 2ℓ超 2.5ℓ以下		36,000円	34,800円
" 2.5ℓ超 3ℓ以下		40,800円	40,000円
" 3ℓ超 3.5ℓ以下		46,400円	45,600円
" 3.5ℓ超 4ℓ以下		53,200円	52,400円
" 4ℓ超 4.5ℓ以下		61,200円	60,400円
" 4.5ℓ超 6ℓ以下		70,400円	69,600円
" 6ℓ超		88,800円	88,000円

(2) キャンピング車以外の自動車

区分		税額	
		営業用	自家用
靈きゅう車		10,000円	13,900円
3輪の小型自動車		7,000円	9,400円
4輪以上の小型自動車		9,000円	12,000円
けん引車	最大積載量4トン以下のもの	3,900円	5,300円
	" 4トンを超えるもの	7,500円	10,200円
その他		22,000円	30,400円

5 3輪の小型自動車（特種用途自動車を除く。）

区分		税額	
		営業用	自家用
けん引車		3,900円	5,300円
被けん引車	最大積載量4トン以下のもの	3,900円	5,300円

グリーン化税制	4 トン超	7,500円	10,200円
	乗用車	4,500円	6,000円
	その他	最大積載量1トン以下	4,500円
	"	1トン超	7,000円

(注) ロータリーエンジンを搭載したものは、単室容積×ローター数×1.5により算出した数値を総排気量として、上表の区分で対応する税額とする。

グリーン化税制	排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に対しては、その排出ガス性能に応じて税率を軽減する一方、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置。	府税条例附則第15条の5
	①軽課 令和4年度に初回新規登録された下表の自動車について、登録の翌年度1年間に限り税率を軽減	
	対象自動車	軽減率
	1 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車	おおむね 75%
「★★★★」は、ガソリン車及びLPG車は平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車、クリーンディーゼル車は平成30年排出ガス規制適合車又は平成21年排出ガス規制適合車である。		
②重課 初回新規登録から一定年数を経過した自動車については、次のとおり増額	対象自動車	重課率
	対象自動車	重課率
	バス・トラック(※)	左記以外の自動車(※)
	初回新規登録から11年を経過したディーゼル車	
	初回新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車	おおむね10%増 おおむね15%増
※特種用途自動車の場合は、最大積載量の定めのあるものはおおむね10%増、最大積載量の定めのないものはおおむね15%増。 ※増額対象自動車には、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、ガソリンを燃料とするハイブリッド自動車（プラグインハイブリッド自動車を含む。）メタノール自動車、一般乗用バス及びけん引車は含まれない。		

減 免	1 震災、風水害、落雷、火災又はこれらに類する災害によって被害を受けた自動車で修理しなければ使用できないと認められるもの修理を必要とする期間(月数)に税率の12分の1の額を乗じて得た額を限度として減免	府税条例第69条 府税条例附則第16条
	2 (1) 下肢等障害者が所有する自動車で、専ら当該下肢等障害者が運転するもの又は当該下肢等障害者と生計を一にする者が専ら当該下肢等障害者のために運転するものについて1台に限り減免する。(音声機能障害を有する者の場合は、当該下肢等障害者が運転するものに限る。)当該税額と45,000円(軽課75%の場合は11,500円、軽課50%の場合は22,500円、重課10%の場合は49,500円、重課15%の場合は51,700円)とのいずれか少ない額を限度として減免	
	(2) 下肢等障害者が18歳未満、重度の障害者又は生徒・学生である場合にあっては、当該下肢等障害者と生計を一にする者が所有する自動車で、当該下肢等障害者が運転するもの又は当該下肢等障害者と生計を一にする者が専ら当該下肢等障害者のために運転するものについて1台に限り減免する。当該税額と45,000円(軽課75%の場合は11,500円、軽課50%の場合は22,500円、重課10%の場合は49,500円、重課15%の場合は51,700円)とのいずれか少ない額を限度として減免	
	(3) 下肢等障害者のみで構成される世帯の下肢等障害者(音声機能障害を有する者を除く。)が所有する自動車で当該下肢等障害者を常時介護する者が専ら当該下肢等障害者のために運転するものについて1台に限り減免する。当該税額と45,000円(軽課75%の場合は11,500円、軽課50%の場合は22,500円、重課10%の場合は49,500円、重課15%の場合は51,700円)とのいずれか少ない額を限度として減免	
	(4) 特種用途自動車のうち、構造上下肢等障害者の利用に専ら供するための自動車と知事が認めるもの当該税額を限度として減免	
	3 地方バス路線維持のために知事が交付する補助金を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が所有している一般乗用バスで知事が指定したもの当該税額を限度として減免	府税条例第70条
	4 道路交通法第99条第1項に規定する指定自動車教習所を設置し、又は管理する者が所有し、かつ、専ら同項第4号に規定する技能教習又は技能検定の用に供する自動車で知事が指定したもの当該税額を限度として減免	
	5 中古自動車販売業者が所有する商品自動車の場合年税額に12分の3を乗じて得た額を限度として減免	
賦課期日	4月1日	府税条例第65条

納 期	1 定期課税分……5月1日から5月31日まで	府税条例第66条
	2 隨時課税分 (1) 普通徴収分……納税通知書発付の日から20日以上30日以内の日で当該納税通知書に定める日まで (2) 証紙徴収分……道路運送車両法第7条の規定による登録をした際	府税条例第66条の2
徴収方法	1 普通徴収 2 証紙徴収 (賦課期日後翌年2月末までの間に道路運送車両法第7条の規定による登録のあった自動車に係る種別割)	府税条例第66条の2

11. 鉱区税

納稅義務者	鉱業権者	府税条例第 76 条
課税客体	鉱 区	府税条例第 76 条
課税標準	鉱区の面積	府税条例第 76 条
税率	年額（賦課期日後に納稅義務が発生した者には、その発生した翌月から月割をもって課する。） 1 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 （1）試掘鉱区……面積 100 アールごとに年額 200 円 （2）探掘鉱区……面積 100 アールごとに年額 400 円 2 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 ……面積 100 アールごとに年額 200 円	府税条例第 77 条 (地方税法第 183 条)
賦課期日	4月 1 日	府税条例第 78 条
納期	1 5月 1 日から 5月 31 日まで 2 賦課期日後に納稅義務が発生した場合は、納稅通知書発付の日から 20 日以上 30 日以内の日で当該納稅通知書に定める日まで	府税条例第 79 条
徵収方法	普通徵収	地方税法第 184 条

12. 府が課する固定資産税

納稅義務者	大規模の償却資産の所有者	府税条例第 94 条
課税客体	大規模の償却資産（新設の大規模償却資産を含む。）	府税条例第 94 条
課税標準	大規模の償却資産の価額のうち市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額	府税条例第 94 条
税率	100 分の 1.4	府税条例第 95 条
賦課期日	1月 1 日	府税条例第 96 条
納期	第 1 期 4月 1 日から 4月 30 日まで 第 2 期 7月 1 日から 7月 31 日まで 第 3 期 12月 1 日から 12月 25 日まで 第 4 期 翌年 2月 1 日から 2月末日まで	府税条例第 97 条
徵収方法	普通徵収	府税条例第 98 条

目的税

1. 狩獵税

納稅義務者	狩獵者の登録を受ける者	府税条例第 118 条
課税客体	狩獵者の登録	府税条例第 118 条
税率	1 第一種銃獵免許に係る狩獵者の登録を受ける者で、2 に掲げる者以外のもの 16,500 円 2 第一種銃獵免許に係る狩獵者の登録を受ける者で、当該年度の府民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 11,000 円 3 網獵免許又はわな獵免許に係る狩獵者の登録を受ける者で、4 に掲げる者以外のもの 8,200 円 4 網獵免許又はわな獵免許に係る狩獵者の登録を受ける者で、当該年度の府民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 5,500 円 5 第二種銃獵免許に係る狩獵者の登録を受ける者 5,500 円 ※ 令和 11 年 3 月 31 日までの間に限り次の措置を講じる。 ① 対象鳥獣捕獲員である者には、狩獵税を課さない。 ② 狩獵者登録を申請する日前 1 年以内に認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者として、京都府内で実施した鳥獣の保護及び管理並びに狩獵の適正化に関する法律第 14 条の 2 の指定管理鳥獣捕獲等事業又は同法 9 条の許可（鳥獣の管理の目的に限る。）による捕獲等事業に従事した者には、狩獵税を課さない（申請時に認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることが必要。）。 ③ 狩獵者登録を申請する日前 1 年以内に、鳥獣の保護及び管理並びに狩獵の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の許可を受けた者又は同法第 9 条第 8 項の従事者として従事者証の交付を受けた者が当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った場合は、上記税率の 2 分の 1 となる。	府税条例第 118 条の 2 府税条例附則第 18 条、第 18 条の 2
賦課期日	狩獵者の登録を受ける日	府税条例第 118 条の 3
納期	普通徵収の方法による場合は、納稅通知書発付の日から 20 日以上 30 日以内の日で当該納稅通知書に定める日まで	府税条例第 118 条の 5
徵収方法	1 証紙徵収 2 普通徵収 (原則として証紙徵収の方法による。知事において必要があると認められる場合においては普通徵収の方法による。)	府税条例第 118 条の 4
納期	下表の期限において徵収又は納付すべきものについて、それぞれの期限まで	産業廃棄物税条例第 11 条、第 14 条
	期 間	期 限
	1月 1 日から 3月末日まで	4月末日
	4月 1 日から 6月末日まで	7月末日
	7月 1 日から 9月末日まで	10月末日
	10月 1 日から 12月末日まで	翌年 1月末日
徵収方法	1 特別徵収 2 申告納付……事業者がその排出する産業廃棄物を自ら設置する最終処分場に搬入する場合	産業廃棄物税条例第 8 条

2. 産業廃棄物税

2. 府税の税率等の推移（昭和 29 年度以降）

税目	課税標準等	昭和 29 年度	昭和 30 年度	昭和 31 年度
府民税	個人 均等割 所得割 前年において納付すべき所得金額	均等割 100 円 5%	所得割 5.5%	
	法人 均等割 法人税割 法人税額	均等割 600 円 5%	均等割 600 円 5.4%	
	利子割 支払いを受けるべき利子等の額			
事業税	個人 第 1 種事業 第 2 種事業 第 3 種事業	基礎控除 7 万円 第 1 種 8% 第 2 種、第 3 種 6% 第 3 種のうち助産婦業等 4%	基礎控除 10 万円	基礎控除 12 万円
	法人 普通法人、特別法人、電気供給業、ガス供給業、地方鉄道事業、軌道事業、保険業及び貿易保険業を行う法人	普通法人 50 万円以下 10% 50 万円超 12% 特別法人 電気供給業等 収入額の 1.5%	普通法人 3 以上の府県において事務所又は事業所を設ける法人で資本金が 500 万円以上のもの 12%	
地方消費税	府消費税			
不動産取得税	不動産を取得したときの価格	税率 3% 新築住宅控除 100 万円 新築住宅用土地の税額控除 1.8 万円		
府たばこ税 〔昭和 63 年度まで 府たばこ消費税〕	製造たばこの本数	小売定価の $\frac{5}{115}$	小売定価の $\frac{8}{100}$	
ゴルフ場利用税 〔昭和 63 年度まで 娯楽施設利用税〕	娯楽施設の利用料金又は利用物件数量等	舞踏場、ゴルフ場 50% その他 30% ぱらんこ、まあじやん、たまつき場等 外形課税		
特別地方消費税 〔昭和 35 年度まで 遊興飲食税 昭和 63 年度まで 料理飲食等消費税〕	遊興、飲食及び宿泊に対する利用行為の料金	芸者の花代 100% 旅館宿泊 10% カフェ・バー等 20% その他 10% 非課税 大衆食堂 料金 100 円以下 甘味喫茶店 " 50 円以下 (28. 1. 1 施行) 非課税 大衆食堂 料金 120 円以下 甘味喫茶店 " 100 円以下 (29. 7. 1 施行)	芸者の花代 30% カフェ・バー等 15% 宿泊及びこれに伴う飲食 料金 1,000 円以下 5% 料金 1,000 円超 10% その他の飲食 料金 500 円以下 5% 料金 500 円超 10% 宿泊基礎控除(創設) 500 円 免税点(創設) 飲食・休憩 200 円 飲食(チケット) 100 円 (30. 11. 1 施行)	
自動車税	自動車の車種、及び用途(トラック及びバスの場合は積載量又は乗車定員等)に応じて区分	燃料別、車種別、積載トン数別に税率区分	三輪の小型自動車について車種により税率区分	燃料区分による税率適用を廃止する
鉱区税	鉱区の面積(砂鉱の延長)			
狩猟者登録税 〔狩猟免許税〕	狩猟免許を受ける者	前年分の所得税の納税義務のない者 又は自家労力の農家 1,800 円 その他 3,600 円		
府が課する固定資産税	大規模償却資産に対し賦課期日現在における大規模の償却資産の価格のうち市町村が課すことができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額		創設	
自動車取得税	昭和 35~43 年 6 月まで法定外普通税、43 年 7 月以降法定目的税となり、平成 21 年 4 月以降法定普通税となる。			
軽油引取税	特約業者又は元売業者からの軽油の引取の容量		創設 1 キロリットルにつき 6,000 円	
狩猟税 〔平成 15 年度まで 入猟税〕	狩猟者の登録を受ける者			
産業廃棄物税	最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量			
府税収入比 (対前年比)	(単位百万円)	4,133 (110)	4,206 (102)	4,876 (116)
標準収入額 (対前年比)		3,974 (103)	4,098 (103)	4,620 (113)
譲与額 (対前年比)		464 (-)	417 (90)	485 (116)
標準収入額 (対前年比)		342 (-)	298 (87)	396 (133)

昭和 32 年度	昭和 33 年度	昭和 34 年度	昭和 35 年度	昭和 36 年度	昭和 37 年度
所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 6%		所得割税率 10 万円以下 0.8% ~5,000 万円超 5.6% 13 段階	所得割 課税総所得金額 150 万円以下 2% 150 万円超 4%
第 1 種 50 万円以下 6% 50 万円超 8%		基礎控除 20 万円		事業主控除 20 万円 事業専従者控除 青色 8 万円 白色 5 万円	第 1 種 5% 第 2 種 4% 第 3 種 5% 第 3 種のうち助産婦業 3%
普通法人 50 万円以下 8% 50 万円超 10% 100 万円以下 10% 100 万円超 12%		普通法人 50 万円以下 7% 50 万円超 8%		特別法人 (1) 3 以上の府県において事務所又は事業所を設ける法人で資本金が 1,000 万円以上のもの 12% (2) その他のもの 100 万円以下 6% 200 万円以下 9% 200 万円超 12%	普通法人 (1) 3 以上の府県において事務所又は事業所を設ける法人で資本金が 1,000 万円以上のもの 12% (2) その他のもの 100 万円以下 6% 100 万円超 8%
ゴルフ場 1 人 1 日 300 円	ゴルフ練習場 1 人 1 日 40 円			舞踏場 15% ぱらんこ、まあじやん、たまつき場等 外形課税 ゴルフ場 1 人 1 日 500 円 ゴルフ練習場 1 人 1 回 40 円	舞踏場等 10%
カフェ・バー等 15% 宿泊及びこれに伴う飲食 10% その他の飲食 10% 免税点 宿泊(創設) 800 円 飲食・休憩 300 円 飲食(チケット) 150 円 (36. 5. 1 施行)				免税点 宿泊 1,000 円 飲食・休憩 500 円 飲食(チケット) 250 円 (36. 5. 1 施行)	1 回の料金が 3,000 円超 15% 1 回の料金が 3,000 円以下 10% 宿泊基礎控除 800 円 (37. 4. 1 施行)
	二輪小型自動車、軽自動車に係る課税権を市町村へ移譲			トラックの自家用、営業用の区分を廃し税率を統一合理化	四輪以上の小型自動車総排气量の区分に応じ税率区分
	甲種 乙種 3,600 円 前年分の課税総所得金額が諸控除額に満たない者 又は自家労力農家 1,800 円 丙種 900 円				
1 キロリットルにつき 8,000 円	1 キロリットルにつき 10,400 円			1 キロリットルにつき 12,500 円	
5,625 (115)	5,593 (99)	6,196 (111)	8,074 (130)	10,242 (127)	12,410 (121)
5,019 (109)	5,593 (111)	5,708 (102)	7,088 (124)	9,186 (130)	11,769 (128)
597 (123)	673 (113)	660 (98)	746 (113)	961 (129)	529 (55)
442 (112)	466 (105)	458 (98)	658 (144)	879 (134)	534 (61)

税目		昭和38年度	昭和39年度	昭和40年度	昭和41年度	昭和42年度
府民税	個人					
	法人			法人税割 5.5%	法人税割 5.8%	均等割 資本金等1千万円超及び相互会社 1,000円
	利子割					
事業税	個人		事業主控除 22万円	事業主控除 24万円	事業主控除 25万円 事業専従者控除 青色 10万円 白色 6万円	事業主控除 27万円 事業専従者控除 青色 12万円 白色 8万円
	法人		普通法人 150万円以下 6% 300万円以下 9% 300万円超 12% 特別法人 150万円以下 6% 150万円超 8%			
地方消費税						
不動産取得税			住宅控除 150万円 土地の税額控除 4.5万円			
府たばこ税 〔昭和63年度まで〕 〔府たばこ消費税〕		2,628円	2,714円	2,806円	2,932円	3.036円 税率 10.3%
ゴルフ場利用税 〔昭和63年度まで〕 〔娯楽施設利用税〕					ゴルフ場 1人1日につき { 750円 600円 類する施設 1人1日につき 500円 ゴルフ練習場 { 80円 1人1日につき 40円	
特別地方消費税 〔昭和35年度まで〕 遊興飲食税 〔昭和63年度まで〕 〔料理飲食等消費税〕					免税点 宿泊 1,200円 飲食・休憩 600円 飲食(チケット) 300円 (41.8.1施行)	
自動車税						
鉱区税						
狩猟者登録税 〔狩猟免許税〕 〔狩猟者税〕		甲種 乙種 1,500円 前年分の所得割の納稅義務のない者 700円 丙種 450円				
府が課する 固定資産税						
自動車取得税				自家用 價格の1.8% 営業用 價格の 1%		
軽油引取税			1キロリットルにつき 15,000円			
狩猟税 〔平成15年度まで〕 〔入獵税〕		創設 甲種 乙種 1,000円 丙種 350円				
産業廃棄物税						
府税	府税収入比 (対前年比)	14,936 (120)	17,128 (115)	19,211 (112)	22,397 (117)	27,883 (117)
	標準収入額 (対前年比)	13,525 (115)	17,143 (127)	19,139 (112)	20,591 (108)	25,312 (123)
譲与税	譲与額 (対前年比)	593 (112)	706 (119)	809 (115)	941 (116)	1,084 (115)
	標準収入額 (対前年比)	607 (114)	735 (97)	843 (115)	904 (107)	1,068 (118)

昭和43年度	昭和44年度	昭和45年度	昭和46年度	昭和47年度	昭和48年度
	土地建物等の譲渡所得 長期譲渡所得 45、46年譲渡 1.3% 47、48年 " 1.6% 49、50年 " 2.0% 短期譲渡所得 4%又は税率の100分の110のいずれか多い金額				
		法人税割 5.6%			
事業専従者控除 青色 17万円 白色 11万円	事業専従者控除 青色 完全給与制 白色 15万円	事業主控除 32万円	事業主控除 36万円	事業主控除 60万円 事業専従者控除 白色 17万円 (47年度 165,000円)	事業主控除 80万円 事業専従者控除 白色 17万円
					新築住宅控除 230万円 (48.1.1以後の取得)
3,164円	3,641円	3,833円	3,955円	4,094円	4,206円
					ゴルフ場 1人1日につき 1,200円 1,000円 800円 (48.6.1以後の行為)
税率 10% 免税点 宿泊 1,600円 飲食・休憩 800円 飲食(チケット) 400円 (44.10.1施行)			宿泊基礎控除 1,000円 免税点 宿泊 1,800円 飲食・休憩 900円 飲食(チケット) 450円 (46.10.1施行)		免税点 宿泊 2,400円 飲食・休憩 1,200円 飲食(チケット) 600円 (48.10.1施行)
					バス税率について 適正合理化(標準税率) 一般乗合用 14,000円 その他 30,000円
			甲種 乙種 4,500円 前年分の所得割の納税義務のない者 2,000円 丙種 1,500円		
道路目的税として創設 (7月1日施行) 税率 3% 免税点 10万円	免税点 15万円				排出ガスに係る保安基準適合車については 49.3.31までの取得 1% 49.4.1~49.9.30までの取得 2%
			甲種 乙種 3,000円 丙種 1,000円		
33,389 (120)	40,979 (123)	51,251 (125)	55,170 (108)	64,739 (117)	84,365 (130)
32,418 (128)	38,330 (118)	46,850 (122)	57,323 (122)	58,617 (102)	77,128 (132)
1,243 (115)	1,317 (106)	1,498 (114)	1,552 (104)	1,634 (105)	1,777 (108)
1,226 (115)	1,032 (84)	1,511 (146)	1,634 (108)	1,337 (82)	1,456 (109)

税 目	昭和 49 年度	昭和 50 年度	昭和 51 年度
府民税	個人	長期譲渡所得 昭和 51~55 年譲渡(ア)+(イ) (ア)特別控除後の譲渡益 2,000 万円以下の部 分 100 分の 2 (イ)2,000 万円を超える部分については譲渡 益の 4 分の 3 を総合課税した場合のその 2,000 万円を超える部分に係る上積税額	均等割 300 円
	法人	法人税割 5.2%	均等割 資本金等 1 千万円超及び相互会社 6,000 円 資本金等 1 千万円超 1 億円以下 3,000 円 その他 1,800 円 法人税割 6.2% 〔ただし、資本金等 1 億円以下、かつ 法人税額年 1 千万円以下 5.2%〕
	利子割		
事業税	個人	事業主控除 150 万円 事業専従者控除 白色 20 万円 (49 年度 192,500 円)	事業主控除 180 万円 事業専従者控除 白色 30 万円 (50 年度 275,000 円)
	法人	普通法人 350(300) 万円以下 6% 700(600) 万円以下 9% 700(600) 万円超 12% 特別法人 350(300) 万円以下 6% 350(300) 万円超 8% ()は 49.5.1 から 50.4.30 までの間に終了する事業年度分	普通法人 350 万円以下 6% 350 万円超 700 万円以下 9% 700 万円超及び清算所得 12% 特別法人 350 万円以下 6% 350 万円超及び清算所得 8%
地方消費税			
不動産取得税			新築住宅控除 350 万円 (51.1.1 以後の取得)
府たばこ税 〔昭和 63 年度まで〕 〔府たばこ消費税〕		4,331 円	4,437 円
ゴルフ場利用税 〔昭和 63 年度まで〕 〔娯楽施設利用税〕			
特別地方消費税 〔昭和 35 年度まで〕 〔遊興飲食税〕 〔昭和 63 年度まで〕 〔料理飲食等消費税〕	宿泊基礎控除 1,500 円 (49.10.1 施行)	免税点 宿泊 3,400 円 飲食・休憩 1,700 円 飲食(チケット) 850 円	
自動車税			一般乗用バス以外の自動車について 税率引上げ ただし、昭和 51 年度排出ガス規制適合車は昭和 51、52 年度に限り据置き
鉱区税			
狩猟者登録税 〔狩猟免許税〕 〔狩猟者税〕			
府が課する固定資産税			
自動車取得税	免稅点 15 万円(30 万円) 税率 3% (5%) ()内は昭和 49 年及び 50 年度の 2 年間の暫定措置 ただし、排ガスに係る保安基準適合車については下記の率を控除した率 (1) 昭和 50 年度中 2% 49.4.1~49.9.30までの取得 1% 1. 軽自動車 2% 2. 上記以外の自動車 1% ア 营業用 (電気自動車は 2%) イ 自家用 4%	昭和 51 年度の排出ガスに係る保安基準適合車については下記の率を控除した率 (1) 昭和 50 年度中 2% 49.4.1~49.9.30までの取得 1% 31 日まで 1% (電気自動車は 2%)	免稅点 15 万円(30 万円) 税率 3% (5%) ()内は昭和 51 年及び 52 年度の 2 年間の暫定措置、営業用自動車及び軽自動車を除く。 ただし、電気自動車は昭和 52 年 3 月 31 日まで 1%を控除した率
軽油引取税			1 キロリットルにつき 15,000 円(19,500 円) ()内は昭和 51、52 年度の暫定措置
狩猟税 〔平成 15 年度まで〕 〔入猟税〕			
産業廃棄物税			
府税収入比 (対前年比)	94,841 (112)	88,128 (93)	101,026 (115)
税標準収入額 (対前年比)	92,952 (121)	99,218 (107)	100,599 (101)
譲与額 (対前年比)	1,930 (108)	2,122 (110)	1,988 (94)
標準収入額 (対前年比)	1,841 (126)	2,045 (111)	1,960 (96)

昭和 52 年度	昭和 53 年度	昭和 54 年度	昭和 55 年度
			均等割 500 円
事業主控除 220 万円			
			昭和 56 年 1 月 1 日から昭和 60 年 12 月 31 日までの間に終了する事業年度分については、税率を 1.1 倍する。(ただし、資本金等 1 億円以下、かつ年所得 3,000 万円以下の法人等は除く。)
			既存住宅控除 150 万円、230 万円又は 350 万円
6,701 円	6,796 円	6,890 円	6,989 円
ばらんこ場・スマートボール場 1~15 級 940 円~30 円 まあじやん場 1~15 級 2,170 円~290 円 たまつき場 1~15 級 2,880 円~240 円 ゴルフ練習場 1 人 1 回につき 50 円 100 円 ゴルフ場 1 級 1,500 円 2 級 1,400 円 1 人 1 日につき 3 級 1,200 円 4 級 1,000 円 5 級 800 円			
免稅点 宿泊 4,000 円 飲食・休憩 2,000 円 飲食(チケット) 1,000 円 (52.10.1 施行)	宿泊基礎控除 2,000 円 (53.10.1 施行)		
		自家用車にあっては 10%、一般乗用バス以外のバスにあっては 5% 税率引上げ 普通自動車に属する乗用車に係る税率を総排気量により区分	
試掘鉱区 面積 100 アールごと 180 円 採掘鉱区〃〃 360 円			
甲種 乙種 9,000 円 当該年度の府民税所得割を納付することを要しないもの 4,000 円 丙種 3,000 円		狩猟者の登録を受ける者を納税義務者とする	
昭和 53 年度の排出ガスに係る保安基準適合車については下記の率を控除した率 (1) 昭和 52 年度中 0.25% (2) 昭和 53 年 8 月 31 日(電気自動車は昭和 54 年 3 月 31 日)まで 0.125% (1)、(2)とも電気自動車は 2%	免稅点 15 万円(30 万円) 税率 3% (5%) ()内は昭和 53 及び 54 年度の 2 年間の暫定措置、ただし、税率については、営業用自動車及び軽自動車を除く。	電気自動車については、昭和 56 年 3 月 31 日までに取得したとき限り、100 分の 2 を控除した率	免稅点 15 万円(30 万円) 税率 3% (5%) ()内は昭和 57 年までの暫定措置、ただし、税率については、営業用自動車及び軽自動車を除く。
	1 キロリットルにつき 15,000 円(19,500 円) ()内は昭和 53、54 年度の暫定措置	1 キロリットルにつき 15,000 円(24,300 円) ()内は昭和 58 年 3 月 31 日までの暫定措置	
甲種 乙種 6,000 円 丙種 2,000 円		狩猟者の登録を受ける者を納税義務者とする	
111,599 (110)	121,902 (109)	143,947 (118)	153,668 (107)
115,009 (114)	116,460 (101)	123,997 (106)	154,204 (124)
2,281 (115)	2,415 (106)	2,372 (98)	2,204 (93)
2,194 (112)	2,436 (111)	2,338 (96)	2,268 (97)

税目	昭和 56 年度	昭和 57 年度	昭和 58 年度
個人			
府民税	均等割 資本等の金額 50 億円超 200,000 円 資本等の金額 10 億円超 50 億円以下 100,000 円 資本等の金額 1 億円超 10 億円以下 20,000 円 資本等の金額 1 千万円超 1 億円以下 6,000 円 その他 2,000 円 法人税割 6% <small>(ただし、資本金等 1 億円以下、かつ法人税額年 1 千万円以下 5%)</small> <small>昭和 56 年 8 月 1 日以後に終了する事業年度分の法人税割から適用</small>		均等割 資本等の金額 50 億円超 300,000 円 資本等の金額 10 億円超 50 億円 200,000 円 資本等の金額 1 億円超 10 億円 40,000 円 資本等の金額 1 千万円超 1 億円 12,000 円 その他 4,000 円
利子割			
事業税	個人 法人		
地方消費税			
不動産取得税	新築住宅控除 420 万円、税率 4% (ただし、5 年間限り住宅については 3% に据置き、一定の住宅用地については 4 分の 1 減額する) 昭和 56 年 7 月 1 日から適用		
府たばこ税 〔63 年度まで〕 〔府たばこ消費税〕	8.151 円	8.590 円	8.670 円
ゴルフ場利用税 〔昭和 63 年度まで〕 〔娯楽施設利用税〕			ばらんこ場 1~15 級 1,020 円 ~ 40 円 まあじょん場 1~9 級 1,150 円 ~ 350 円 たまつき場 1~15 級 3,120 円 ~ 260 円 ゴルフ練習場 1 人 1 回につき 〔 110 円 60 円 ゴルフ場 1 人 1 日につき 1~7 級 1,650 円 ~ 850 円 (58. 6. 1 施行)
特別地方消費税 〔昭和 35 年度まで〕 〔遊興飲食税〕 〔昭和 63 年度まで〕 〔料理飲食等消費税〕		免税点 宿泊 5,000 円 飲食・休憩 2,500 円 飲食(チケット) 1,000 円 (58. 10. 1 施行)	宿泊基礎控除 2,500 円 (59. 1. 1 施行)
自動車税			
鉱区税			試掘鉱区 面積 100 アールごと 200 円 採掘鉱区 " " 400 円
狩猟者登録税 〔狩猟免許税〕 〔狩猟者税〕			甲種 乙種 10,000 円 当該年度の府民税所得割を納付することを要しないもの 4,500 円 丙種 3,300 円
府が課する固定資産税			
自動車取得税	電気自動車については、昭和 58 年 3 月 31 日までに取得したときに限り、100 分の 2 を控除した率		免税点、税率の暫定措置 電気自動車の税率軽減措置 昭和 60 年 3 月 31 日まで延長
軽油引取税			税率暫定措置 昭和 60 年 3 月 31 日まで延長
狩猟税 〔平成 15 年度まで〕 〔入猟税〕			甲種 乙種 6,500 円 丙種 2,200 円
産業廃棄物税			
府税収入比 (対前年比)	172,226 (112)	179,566 (104)	185,730 (103)
税標準収入額 (対前年比)	156,427 (101)	182,174 (116)	171,722 (94)
譲与額 (対前年比)	2,190 (99)	2,336 (107)	2,471 (106)
標準収入額 (対前年比)	2,212 (98)	2,374 (107)	2,445 (103)

昭和 59 年度	昭和 60 年度	昭和 61 年度	昭和 62 年度
	均等割 700 円	同居特別障害者配偶者(扶養)控除額引上げ 34 万円	
均等割 資本等の金額 50 億円 資本等の金額 10 億円超 50 億円以下 資本等の金額 1 億円超 10 億円以下 資本等の金額 1 千万円超 1 億円以下 その他	750,000 円 500,000 円 100,000 円 30,000 円 10,000 円		
	事業主控除 240 万円 事業専従者控除 白色 45 万円		
	昭和 61 年 1 月 1 日から平成 2 年 12 月 31 日までの間に終了する事業年度分については、税率を 1.1 倍する。(ただし、資本金等 1 億円以下で、かつ、年所得 3,000 万円以下の法人等は除く。)		
	新築住宅控除 450 万円 (昭和 60 年 7 月 1 日以後の取得から適用)	住宅及び住宅用土地の特例税率等 (昭和 64 年 6 月 30 日まで延長)	
9,502 円	従価割 100 分の 8.1 従量割 1,000 本につき 200 円	従価割 課税標準の特例措置 従量割 1,000 本につき 360 円 (昭和 61 年 5 月 1 日から 昭和 62 年 3 月 31 日まで)	税率等の特例措置の適用期限の延長(昭和 62 年 12 月 31 日まで)
自家用 15%] 税率引き上げ 営業用 5%]	電気自動車に係る軽減税率引上げ 及び昭和 62 年 3 月 31 日まで延長	メタノール自動車に係る税率軽減措置(昭和 61 年度分及び昭和 62 年度分)	電気自動車に係る税率の軽減措置の延長
	免稅点、税率の暫定措置 昭和 63 年 3 月 31 日まで延長 電気自動車の税率軽減措置 昭和 62 年 3 月 31 日まで延長	メタノール自動車に係る税率軽減措置(昭和 63 年 3 月 31 日まで) 自家用自動車(軽自動車を除く。) 100 分の 3 軽自動車及び営業用自動車 100 分の 1	電気自動車に係る税率の軽減措置の延長 昭和 63 年 12 月 1 日以降に適用される自動車排出ガス保安基準適合車に係る税率の軽減措置の新設
	税率暫定措置 昭和 63 年 3 月 31 日まで延長		
201,076 (108)	212,387 (106)	218,504 (103)	238,597 (109)
176,539 (103)	199,155 (113)	207,261 (104)	203,138 (98)
2,181 (88)	2,301 (106)	2,368 (103)	2,528 (107)
2,192 (90)	2,289 (104)	2,402 (105)	2,396 (100)

税目		昭和63年度		平成元年度		平成2年度		平成3年度	
府民税	個人	所得割 130万円以下 2% 130万円超 3% 260万円超 4%		所得割 500万円以下 2% 500万円超 4%				所得割 550万円以下 2% 550万円超 4%	
	法人							平成3年4月1日から平成8年3月31日までに終了する事業年度分については法人税割の税率を5.8%とする。(ただし、資本金等が1億円以下で、かつ、年法人税額1,600万円以下の法人を除く。)	
	利子割	創設 5% 4月1日施行							
事業税	個人	事業専従者控除(白色) 配偶者 60万円 その他 45万円				事業専従者控除(白色) 配偶者 80万円 その他 47万円			
	法人					平成3年1月1日から平成7年12月31日までに終了する事業年度分については、税率を1.07倍する。(ただし、資本金等1億円以下で、かつ、年所得4,000万円以下の法人等を除く。)			
地方消費税									
不動産取得税				新築住宅控除 1,000万円 (平成元年4月1日以後の取得から適用) 住宅及び住宅用土地の特例税率等(平成4年6月30日まで延長)					
府たばこ税 〔昭和63年度まで〕 〔府たばこ消費税〕		税率等の特例措置の適用期限の延長(平成元年3月31日まで)		税率 1,000本につき1,129円 (旧3級品は536円)					
ゴルフ場利用税 〔昭和63年度まで〕 〔娯楽施設利用税〕				課税対象施設をゴルフ場に限定 税率1人1回につき 1,200円～600円					
特別地方消費税 〔昭和35年度まで〕 遊興飲食税 〔昭和63年度まで〕 料理飲食等消費税				税率 3% 免税点 宿泊等 10,000円 飲食等 5,000円 基礎控除、奉仕料控除、公給領収証制度の廃止				免税点 宿泊等 15,000円 飲食等 7,500円	
自動車税		メタノール自動車に係る税率軽減措置の延長(平成元年度分まで)		電気自動車に係る税率の軽減措置の延長		メタノール自動車に係る税率軽減措置の延長(平成3年度分まで) バス・トラック等のNOx規制適合車に対する税率の特例措置の創設(廃車、買換えの場合に適用、平成3年度分まで)		電気自動車に係る税率の軽減措置を2年延長	
鉱区税									
狩猟者登録税 〔狩猟免許税〕 〔狩猟者税〕									
府が課する固定資産税									
自動車取得税		免税点、税率の暫定措置 平成5年3月31日まで延長 メタノール自動車に係る税率軽減措置の延長 平成元年10月1日以降に適用される自動車排出ガス保安基準適合車に係る税率の軽減措置の新設		平成2年10月1日以降に適用される自動車排出ガス保安基準適合車に係る税率の軽減措置の新設		免税店の暫定措置の引上げ(30万円→50万円) メタノール自動車に係る税率軽減措置の延長(平成3年度分まで) バス・トラック等のNOx規制適合車に対する税率の特例措置の創設(廃車、買換えの場合に適用、平成3年度分まで)		電気自動車に係る税率の軽減措置を2年延長 制動装置保安基準に適合する一定の自動車を取得した場合に税率から0.3%を控除(平成4年度分まで)	
軽油引取税		税率暫定措置 平成5年3月31日まで延長		課税客体を軽油の引取りで現実の納入を伴うものに変更その他					
狩猟税 〔平成15年度まで〕 〔入猟税〕									
産業廃棄物税									
府税	府税収入比 (対前年比)	281,542 (118)		303,508 (108)		328,956 (108)		342,766 (104)	
	標準収入額 (対前年比)	227,630 (112)		262,464 (115)		274,843 (105)		282,710 (103)	
	譲与額 (対前年比)	2,502 (99)		14,161 (566)		16,345 (115)		17,106 (105)	
	標準収入額 (対前年比)	2,417 (101)		14,039 (581)		16,292 (116)		17,933 (110)	

平成 4 年度	平成 5 年度	平成 6 年度	平成 7 年度
			所得割 700 万円以下 2% 700 万円超 4%
		均等割 資本等の金額 50 億円超 800,000 円 資本等の金額 10 億円超 50 億円以下 540,000 円 資本等の金額 1 億円超 10 億円以下 130,000 円 資本等の金額 1 千万円超 1 億円以下 50,000 円 その他 20,000 円	法人税割の超過課税措置を 5 年間延長（平成 13 年 3 月 31 日までに終了する事業年度まで）
	事業主控除 270 万円		
			平成 8 年 1 月 1 日から平成 12 年 12 月 31 日までに終了する事業年度分については、税率を 1.05 倍する。（ただし、資本金等 1 億円以下で、かつ、年所得 4,000 万円以下の法人等を除く。）
住宅及び住宅用土地の特例税率等（平成 7 年 6 月 30 日まで延長）			住宅及び住宅用土地の特例税率等（平成 10 年 6 月 30 日まで延長）
メタノール自動車に係る税率軽減措置の延長（平成 5 年度分まで） 一定のハイブリッド自動車に係る税率軽減措置の創設（平成 5 年度分まで）ほか	電気自動車に係る税率軽減措置の延長（平成 6 年度分まで） 天然ガス自動車に係る税率軽減措置の創設（平成 6 年度分まで）	メタノール自動車に係る税率軽減措置の延長（平成 7 年度分まで）	電気・天然ガス・メタノール自動車に係る税率軽減措置の廃止
メタノール自動車に係る税率軽減措置の延長（平成 5 年度分まで） 一定のハイブリッド自動車に係る税率軽減措置の創設（平成 5 年度分まで）ほか	免税点、税率の暫定措置の延長（平成 10 年 3 月 31 日まで） 電気自動車に係る税率軽減措置の延長（平成 7 年 3 月 31 日まで） 天然ガス自動車に係る税率軽減措置の創設（平成 7 年 3 月 31 日まで） 平成 6 年排出ガス規制に適合する自動車に係る税率の軽減措置の創設	メタノール自動車に係る税率軽減措置の延長（平成 8 年 3 月 31 日まで） 平成 7 年 9 月 1 日以降に適用される制動装置保安基準適合車に係る税率の軽減措置の創設（平成 7 年 8 月 31 日まで）	電気・天然ガス・メタノール自動車に係る税率の軽減措置の拡充（控除率 100 分の 2.2）及び延長（平成 9 年 3 月 31 日まで）
301,978 (88)	280,023 (93)	275,194 (98)	275,049 (100)
276,279 (98)	276,601 (100)	260,557 (94)	244,175 (94)
19,264 (113)	20,789 (108)	18,956 (91)	19,068 (101)
19,431 (108)	19,922 (103)	19,171 (96)	19,414 (101)

税 目	平成 8 年度	平成 9 年度	平成 10 年度
府 民 税			
個 人	均等割 1,000 円	所得割 700 万円以下 2% 700 万円超 3%	
法 人			
利 子 割			
事 業 税			<p>平成 10 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人事業税を次のとおりとする。</p> <p>ア 特別法人 所得のうち年 400 万円以下の金額の 100 分の 5.6 所得のうち年 400 万円を超える金額及び清算所得の 100 分の 7.5</p> <p>イ その他の法人の標準税率 所得のうち年 400 万円以下の金額の 100 分の 5.6 所得のうち年 400 万円を超える年 800 万円以下の金額の 100 分の 8.4 所得のうち年 800 万円を超える金額及び清算所得の 100 分の 11</p>
地 方 消 費 税		創設 25%	
不 動 产 取 得 税		新築住宅控除 1,200 万円 (平成 9 年 4 月 1 日以降の取得から適用)	
府 た ば こ 税 〔昭和 63 年度まで〕 〔府たばこ消費税〕		税率 1,000 本につき 692 円 (旧 3 級品は 329 円)	
ゴ ル フ 場 利 用 税 〔昭和 63 年度まで〕 〔娯楽施設利用税〕			
特 别 地 方 消 費 税 〔昭和 35 年度まで〕 〔遊 興 飲 食 税〕 〔昭和 63 年度まで〕 〔料理飲食等消費税〕			
自 动 车 税			
鉱 区 税			
狩 猎 者 登 錄 税 〔狩 猎 免 許 税〕 〔狩 猎 者 税〕			
府 が 課 す る 固 定 资 产 税			
自 动 车 取 得 税	電気・天然ガス・メタノール自動車に係る税率軽減措置の延長(平成 12 年 3 月 31 日まで) 電気・天然ガス・メタノール自動車に係る税率軽減措置の拡充(控除率 100 分の 2.4) 平成 9 年排出ガス規制に適合する自動車に係る税率の軽減措置の創設	電気・天然ガス・メタノール自動車に係る税率軽減措置の延長(平成 11 年 3 月 31 日まで) 平成 11 年排出ガス規制に適合する自動車に係る税率の軽減措置の創設 平成 10 年排出ガス規制に適合する自動車に係る税率の軽減措置の創設 バス・トラック 100 分の 2.4 その他 100 分の 2.0 (平成 12 年 3 月 31 日まで)	
輕 油 引 取 税			
狩 猎 税 〔平成 15 年度まで〕 〔入 猎 税〕			
产 業 废 荒 物 税			
府 税 收 入 比 (対前年比)	291,124 (106)	291,753 (100.2)	305,501 (104.7)
税 標 準 收 入 額 (対前年比)	242,311 (99)	274,595 (113.3)	296,799 (108.1)
讓 与 額 (対前年比)	19,831 (104)	8,021 (40)	1,549 (19.3)
標 準 收 入 額 (対前年比)	19,968 (103)	7,761 (39)	1,533 (19.8)

平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度																																																											
	法人税制の超過課税措置を 5 年間延長(平成 18 年 3 月 31 日までに終了する事業年度まで)するとともに、不均一課税に係る資本金要件を 3 億円に引き上げ																																																												
事業主控除 290 万円																																																													
平成 11 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人事業税を次のとおりとする。																																																													
	区 分 税 率 ※()は標準税率																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率 ※()は標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通法人 所得</td> <td>所得 年 400 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 所得 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 7.665 (100 分の 7.3) 所得 年 800 万円を超える金額及び清算所得 100 分の 10.08 (100 分の 9.6)</td> </tr> <tr> <td>特別法人 課税法人</td> <td>所得 年 400 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 所得 年 400 万円を超える金額及び清算所得 100 分の 6.93 (100 分の 6.6)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 以上の道府県に事務所等を設けて事業を行う法人のうち、資本の金額等が 1,000 万円以上である法人 普通法人(所得及び清算所得) 特別法人(所得及び清算所得)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>収入金額 電気供給業、ガス供給業、生命保険業又は損害保険業を行う法人</td> <td>100 分の 1.365 (100 分の 1.3)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	税 率 ※()は標準税率	普通法人 所得	所得 年 400 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 所得 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 7.665 (100 分の 7.3) 所得 年 800 万円を超える金額及び清算所得 100 分の 10.08 (100 分の 9.6)	特別法人 課税法人	所得 年 400 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 所得 年 400 万円を超える金額及び清算所得 100 分の 6.93 (100 分の 6.6)		3 以上の道府県に事務所等を設けて事業を行う法人のうち、資本の金額等が 1,000 万円以上である法人 普通法人(所得及び清算所得) 特別法人(所得及び清算所得)		収入金額 電気供給業、ガス供給業、生命保険業又は損害保険業を行う法人	100 分の 1.365 (100 分の 1.3)																																																	
区 分	税 率 ※()は標準税率																																																												
普通法人 所得	所得 年 400 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 所得 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 7.665 (100 分の 7.3) 所得 年 800 万円を超える金額及び清算所得 100 分の 10.08 (100 分の 9.6)																																																												
特別法人 課税法人	所得 年 400 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 所得 年 400 万円を超える金額及び清算所得 100 分の 6.93 (100 分の 6.6)																																																												
	3 以上の道府県に事務所等を設けて事業を行う法人のうち、資本の金額等が 1,000 万円以上である法人 普通法人(所得及び清算所得) 特別法人(所得及び清算所得)																																																												
	収入金額 電気供給業、ガス供給業、生命保険業又は損害保険業を行う法人	100 分の 1.365 (100 分の 1.3)																																																											
平成 13 年 1 月 1 日から平成 17 年 12 月 31 日までに終了する事業年度について超過課税措置を 5 年間延長するとともに、不均一課税に係る資本金要件を 3 億円に引き上げ																																																													
	区 分 税 率 ※()は標準税率																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率 ※()は標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通法人 所得</td> <td>1 特定信託の受託者である信託業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 年 800 万円を超える金額 100 分の 7.665 (100 分の 7.3) 各特定信託の各計算期間の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 10.08 (100 分の 9.6) 年 800 万円を超える金額 100 分の 12.5 (100 分の 11.4)</td> </tr> <tr> <td>特別法人 課税法人</td> <td>2 その他の事業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 年 800 万円を超える金額 100 分の 10.08 (100 分の 9.6) 清算所得 100 分の 10.08 (100 分の 9.6)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 特定信託の受託者である信託業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 各特定信託の各計算期間の「年 400 万円を超える 800 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 6.93 (100 分の 6.6)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 その他の事業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 年 800 万円を超える金額 100 分の 10.08 (100 分の 9.6) 清算所得 100 分の 10.08 (100 分の 9.6)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 特定信託の受託者である信託業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 各特定信託の各計算期間の「年 400 万円を超える 800 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 6.93 (100 分の 6.6)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 その他の事業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 年 800 万円を超える金額 100 分の 10.08 (100 分の 9.6) 清算所得 100 分の 10.08 (100 分の 9.6)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 特定信託の受託者である信託業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 各特定信託の各計算期間の「年 400 万円を超える 800 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 6.93 (100 分の 6.6)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 その他の事業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 年 800 万円を超える金額 100 分の 10.08 (100 分の 9.6) 清算所得 100 分の 10.08 (100 分の 9.6)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 特定信託の受託者である信託業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 各特定信託の各計算期間の「年 400 万円を超える 800 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 6.93 (100 分の 6.6)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 その他の事業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 年 800 万円を超える金額 100 分の 10.08 (100 分の 9.6) 清算所得 100 分の 10.08 (100 分の 9.6)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 特定信託の受託者である信託業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 各特定信託の各計算期間の「年 400 万円を超える 800 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 6.93 (100 分の 6.6)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 その他の事業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 年 800 万円を超える金額 100 分の 10.08 (100 分の 9.6) 清算所得 100 分の 10.08 (100 分の 9.6)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 特定信託の受託者である信託業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 各特定信託の各計算期間の「年 400 万円を超える 800 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 6.93 (100 分の 6.6)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 その他の事業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 年 800 万円を超える金額 100 分の 10.08 (100 分の 9.6) 清算所得 100 分の 10.08 (100 分の 9.6)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 特定信託の受託者である信託業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 各特定信託の各計算期間の「年 400 万円を超える 800 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 6.93 (100 分の 6.6)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 その他の事業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 年 800 万円を超える金額 100 分の 10.08 (100 分の 9.6) 清算所得 100 分の 10.08 (100 分の 9.6)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 特定信託の受託者である信託業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 各特定信託の各計算期間の「年 400 万円を超える 800 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 6.93 (100 分の 6.6)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 その他の事業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 年 800 万円を超える金額 100 分の 10.08 (100 分の 9.6) 清算所得 100 分の 10.08 (100 分の 9.6)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 特定信託の受託者である信託業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 各特定信託の各計算期間の「年 400 万円を超える 800 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 6.93 (100 分の 6.6)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 その他の事業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 年 800 万円を超える金額 100 分の 10.08 (100 分の 9.6) 清算所得 100 分の 10.08 (100 分の 9.6)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 特定信託の受託者である信託業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 各特定信託の各計算期間の「年 400 万円を超える 800 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 6.93 (100 分の 6.6)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 その他の事業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 年 800 万円を超える金額 100 分の 10.08 (100 分の 9.6) 清算所得 100 分の 10.08 (100 分の 9.6)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 特定信託の受託者である信託業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 各特定信託の各計算期間の「年 400 万円を超える 800 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 6.93 (100 分の 6.6)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 その他の事業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 年 800 万円を超える金額 100 分の 10.08 (100 分の 9.6) 清算所得 100 分の 10.08 (100 分の 9.6)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 特定信託の受託者である信託業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 各特定信託の各計算期間の「年 400 万円を超える 800 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 6.93 (100 分の 6.6)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 その他の事業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 年 800 万円を超える金額 100 分の 10.08 (100 分の 9.6) 清算所得 100 分の 10.08 (100 分の 9.6)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 特定信託の受託者である信託業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 各特定信託の各計算期間の「年 400 万円を超える 800 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 6.93 (100 分の 6.6)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 その他の事業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 年 800 万円を超える金額 100 分の 10.08 (100 分の 9.6) 清算所得 100 分の 10.08 (100 分の 9.6)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 特定信託の受託者である信託業を行う法人 各事業年度の「年 400 </td></tr></tbody></table>	区 分	税 率 ※()は標準税率	普通法人 所得	1 特定信託の受託者である信託業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 年 800 万円を超える金額 100 分の 7.665 (100 分の 7.3) 各特定信託の各計算期間の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 10.08 (100 分の 9.6) 年 800 万円を超える金額 100 分の 12.5 (100 分の 11.4)	特別法人 課税法人	2 その他の事業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 年 800 万円を超える金額 100 分の 10.08 (100 分の 9.6) 清算所得 100 分の 10.08 (100 分の 9.6)		1 特定信託の受託者である信託業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 各特定信託の各計算期間の「年 400 万円を超える 800 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 6.93 (100 分の 6.6)		2 その他の事業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 年 800 万円を超える金額 100 分の 10.08 (100 分の 9.6) 清算所得 100 分の 10.08 (100 分の 9.6)		1 特定信託の受託者である信託業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 各特定信託の各計算期間の「年 400 万円を超える 800 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 6.93 (100 分の 6.6)		2 その他の事業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 年 800 万円を超える金額 100 分の 10.08 (100 分の 9.6) 清算所得 100 分の 10.08 (100 分の 9.6)		1 特定信託の受託者である信託業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 各特定信託の各計算期間の「年 400 万円を超える 800 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 6.93 (100 分の 6.6)		2 その他の事業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 年 800 万円を超える金額 100 分の 10.08 (100 分の 9.6) 清算所得 100 分の 10.08 (100 分の 9.6)		1 特定信託の受託者である信託業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 各特定信託の各計算期間の「年 400 万円を超える 800 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 6.93 (100 分の 6.6)		2 その他の事業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 年 800 万円を超える金額 100 分の 10.08 (100 分の 9.6) 清算所得 100 分の 10.08 (100 分の 9.6)		1 特定信託の受託者である信託業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 各特定信託の各計算期間の「年 400 万円を超える 800 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 6.93 (100 分の 6.6)		2 その他の事業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 年 800 万円を超える金額 100 分の 10.08 (100 分の 9.6) 清算所得 100 分の 10.08 (100 分の 9.6)		1 特定信託の受託者である信託業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 各特定信託の各計算期間の「年 400 万円を超える 800 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 6.93 (100 分の 6.6)		2 その他の事業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 年 800 万円を超える金額 100 分の 10.08 (100 分の 9.6) 清算所得 100 分の 10.08 (100 分の 9.6)		1 特定信託の受託者である信託業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 各特定信託の各計算期間の「年 400 万円を超える 800 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 6.93 (100 分の 6.6)		2 その他の事業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 年 800 万円を超える金額 100 分の 10.08 (100 分の 9.6) 清算所得 100 分の 10.08 (100 分の 9.6)		1 特定信託の受託者である信託業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 各特定信託の各計算期間の「年 400 万円を超える 800 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 6.93 (100 分の 6.6)		2 その他の事業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 年 800 万円を超える金額 100 分の 10.08 (100 分の 9.6) 清算所得 100 分の 10.08 (100 分の 9.6)		1 特定信託の受託者である信託業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 各特定信託の各計算期間の「年 400 万円を超える 800 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 6.93 (100 分の 6.6)		2 その他の事業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 年 800 万円を超える金額 100 分の 10.08 (100 分の 9.6) 清算所得 100 分の 10.08 (100 分の 9.6)		1 特定信託の受託者である信託業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 各特定信託の各計算期間の「年 400 万円を超える 800 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 6.93 (100 分の 6.6)		2 その他の事業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 年 800 万円を超える金額 100 分の 10.08 (100 分の 9.6) 清算所得 100 分の 10.08 (100 分の 9.6)		1 特定信託の受託者である信託業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 各特定信託の各計算期間の「年 400 万円を超える 800 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 6.93 (100 分の 6.6)		2 その他の事業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 年 800 万円を超える金額 100 分の 10.08 (100 分の 9.6) 清算所得 100 分の 10.08 (100 分の 9.6)		1 特定信託の受託者である信託業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 各特定信託の各計算期間の「年 400 万円を超える 800 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 6.93 (100 分の 6.6)		2 その他の事業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 年 800 万円を超える金額 100 分の 10.08 (100 分の 9.6) 清算所得 100 分の 10.08 (100 分の 9.6)		1 特定信託の受託者である信託業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 各特定信託の各計算期間の「年 400 万円を超える 800 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 6.93 (100 分の 6.6)		2 その他の事業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 年 800 万円を超える金額 100 分の 10.08 (100 分の 9.6) 清算所得 100 分の 10.08 (100 分の 9.6)		1 特定信託の受託者である信託業を行う法人 各事業年度の「年 400
区 分	税 率 ※()は標準税率																																																												
普通法人 所得	1 特定信託の受託者である信託業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 年 800 万円を超える金額 100 分の 7.665 (100 分の 7.3) 各特定信託の各計算期間の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 10.08 (100 分の 9.6) 年 800 万円を超える金額 100 分の 12.5 (100 分の 11.4)																																																												
特別法人 課税法人	2 その他の事業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 年 800 万円を超える金額 100 分の 10.08 (100 分の 9.6) 清算所得 100 分の 10.08 (100 分の 9.6)																																																												
	1 特定信託の受託者である信託業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 各特定信託の各計算期間の「年 400 万円を超える 800 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 6.93 (100 分の 6.6)																																																												
	2 その他の事業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 年 800 万円を超える金額 100 分の 10.08 (100 分の 9.6) 清算所得 100 分の 10.08 (100 分の 9.6)																																																												
	1 特定信託の受託者である信託業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 各特定信託の各計算期間の「年 400 万円を超える 800 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 6.93 (100 分の 6.6)																																																												
	2 その他の事業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 年 800 万円を超える金額 100 分の 10.08 (100 分の 9.6) 清算所得 100 分の 10.08 (100 分の 9.6)																																																												
	1 特定信託の受託者である信託業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 各特定信託の各計算期間の「年 400 万円を超える 800 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 6.93 (100 分の 6.6)																																																												
	2 その他の事業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 年 800 万円を超える金額 100 分の 10.08 (100 分の 9.6) 清算所得 100 分の 10.08 (100 分の 9.6)																																																												
	1 特定信託の受託者である信託業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 各特定信託の各計算期間の「年 400 万円を超える 800 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 6.93 (100 分の 6.6)																																																												
	2 その他の事業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 年 800 万円を超える金額 100 分の 10.08 (100 分の 9.6) 清算所得 100 分の 10.08 (100 分の 9.6)																																																												
	1 特定信託の受託者である信託業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 各特定信託の各計算期間の「年 400 万円を超える 800 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 6.93 (100 分の 6.6)																																																												
	2 その他の事業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 年 800 万円を超える金額 100 分の 10.08 (100 分の 9.6) 清算所得 100 分の 10.08 (100 分の 9.6)																																																												
	1 特定信託の受託者である信託業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 各特定信託の各計算期間の「年 400 万円を超える 800 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 6.93 (100 分の 6.6)																																																												
	2 その他の事業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 年 800 万円を超える金額 100 分の 10.08 (100 分の 9.6) 清算所得 100 分の 10.08 (100 分の 9.6)																																																												
	1 特定信託の受託者である信託業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 各特定信託の各計算期間の「年 400 万円を超える 800 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 6.93 (100 分の 6.6)																																																												
	2 その他の事業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 年 800 万円を超える金額 100 分の 10.08 (100 分の 9.6) 清算所得 100 分の 10.08 (100 分の 9.6)																																																												
	1 特定信託の受託者である信託業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 各特定信託の各計算期間の「年 400 万円を超える 800 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 6.93 (100 分の 6.6)																																																												
	2 その他の事業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 年 800 万円を超える金額 100 分の 10.08 (100 分の 9.6) 清算所得 100 分の 10.08 (100 分の 9.6)																																																												
	1 特定信託の受託者である信託業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 各特定信託の各計算期間の「年 400 万円を超える 800 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 6.93 (100 分の 6.6)																																																												
	2 その他の事業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 年 800 万円を超える金額 100 分の 10.08 (100 分の 9.6) 清算所得 100 分の 10.08 (100 分の 9.6)																																																												
	1 特定信託の受託者である信託業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 各特定信託の各計算期間の「年 400 万円を超える 800 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 6.93 (100 分の 6.6)																																																												
	2 その他の事業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 年 800 万円を超える金額 100 分の 10.08 (100 分の 9.6) 清算所得 100 分の 10.08 (100 分の 9.6)																																																												
	1 特定信託の受託者である信託業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 各特定信託の各計算期間の「年 400 万円を超える 800 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 6.93 (100 分の 6.6)																																																												
	2 その他の事業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 年 800 万円を超える金額 100 分の 10.08 (100 分の 9.6) 清算所得 100 分の 10.08 (100 分の 9.6)																																																												
	1 特定信託の受託者である信託業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 各特定信託の各計算期間の「年 400 万円を超える 800 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 6.93 (100 分の 6.6)																																																												
	2 その他の事業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 年 800 万円を超える金額 100 分の 10.08 (100 分の 9.6) 清算所得 100 分の 10.08 (100 分の 9.6)																																																												
	1 特定信託の受託者である信託業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 各特定信託の各計算期間の「年 400 万円を超える 800 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 6.93 (100 分の 6.6)																																																												
	2 その他の事業を行う法人 各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち 年 400 万円を超える 800 万円以下の金額 100 分の 5.25 (100 分の 5) 年 800 万円を超える金額 100 分の 10.08 (100 分の 9.6) 清算所得 100 分の 10.08 (100 分の 9.6)																																																												
	1 特定信託の受託者である信託業を行う法人 各事業年度の「年 400																																																												

税目		平成14年度	平成15年度	平成16年度												
府民税	個人															
	配当割及び 株式等譲渡所得割		創設(平成16年1月1日施行) それぞれ5% (暫定3%)													
	法人															
利子割																
	個人															
事業税	法人		外形標準課税の導入 資本の金額又は出資金額が1億円を超える普通法人 (外形標準課税適用法人)に係る税率	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>税率 ※()は標準税率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得</td><td>年400万円以下の金額 100分の3.99 (100分の3.8)</td></tr> <tr> <td>得割</td><td>年400万円を超えて 年800万円以下の金額 100分の5.755 (100分の5.5)</td></tr> <tr> <td></td><td>年800万円を超える金額* 及び清算所得 100分の7.56 (100分の7.2)</td></tr> <tr> <td></td><td>付加価値割 100分の0.504 (100分の0.48)</td></tr> <tr> <td></td><td>資本割 100分の0.21 (100分の0.2)</td></tr> </tbody> </table>	区分	税率 ※()は標準税率	所得	年400万円以下の金額 100分の3.99 (100分の3.8)	得割	年400万円を超えて 年800万円以下の金額 100分の5.755 (100分の5.5)		年800万円を超える金額* 及び清算所得 100分の7.56 (100分の7.2)		付加価値割 100分の0.504 (100分の0.48)		資本割 100分の0.21 (100分の0.2)
区分	税率 ※()は標準税率															
所得	年400万円以下の金額 100分の3.99 (100分の3.8)															
得割	年400万円を超えて 年800万円以下の金額 100分の5.755 (100分の5.5)															
	年800万円を超える金額* 及び清算所得 100分の7.56 (100分の7.2)															
	付加価値割 100分の0.504 (100分の0.48)															
	資本割 100分の0.21 (100分の0.2)															
※3以上の都道府県において事務所又は事業所を 設けて事業を行う法人の所得割は、すべてこの区分の税率を適用																
地方消費税																
不動産取得税			100分の3(平成15年4月1日から平成18年3月31日までの取得)													
府たばこ税 〔昭和63年度まで〕 〔府たばこ消費税〕			税率 1,000本につき969円 (旧3級品は461円) (平成15年7月1日以後)													
ゴルフ場利用税 〔昭和63年度まで〕 〔娯楽施設利用税〕																
自動車税		グリーン化税制の開始		グリーン化税制の1年延長 (対象車、対象年度を縮小)												
鉱区税																
狩猟者登録税 〔狩猟免許税〕 〔狩猟者税〕				(廃止)												
府が課する 固定資産税																
自動車取得税		低燃費車特例の1年延長 (対象車を限定) 電気・天然ガス・メタノール・ハイブリット自動車に係る軽減措置の延長(平成17年3月31日まで) 平成16年排出ガス規制適合車に係る特例措置の創設	低燃費車特例の2年延長 (重点化) 平成17年排出ガス規制適合車に係る特例措置の創設													
軽油引取り税																
狩猟税 〔平成15年度まで〕 〔入猟税〕				狩猟者登録税と統合し狩猟税を創設												
産業廃棄物税																
府税	府税収入比 (対前年比)	236,573 (80.9)	229,889 (97.2)	231,105 (100.5)												
	標準収入額 (対前年比)	236,815 (94.0)	202,074 (85.3)	202,954 (100.4)												
譲与税	譲与額 (対前年比)	1,675 (104.5)	2,221 (132.6)	6,857 (308.8)												
	標準収入額 (対前年比)	1,628 (101.5)	2,273 (139.6)	6,720 (295.6)												

税目		平成 20 年度																									
府民税	個人																										
	配当割及び 株式等譲渡所得割																										
	法人																										
	利子割																										
事業税	個人																										
	平成 20 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度																										
	1 資本金の額又は出資金の額が 1 億円超の普通法人以外の法人 (外形標準課税非適用法人)																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">普通法人</td><td>年 400 万円以下の金額</td><td>100 分の 2.7 (100 分の 2.95)</td></tr> <tr> <td>各事業年度の年 400 万円を超える所得のうち年 800 万円以下の金額</td><td>100 分の 4 (100 分の 4.365)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">特別法人</td><td>年 800 万円を超える金額</td><td>100 分の 5.3 (100 分の 5.78)</td></tr> <tr> <td>清算所得</td><td>100 分の 5.78</td></tr> <tr> <td rowspan="2">特別法人</td><td>各事業年度の年 400 万円以下の金額</td><td>100 分の 2.7 (100 分の 2.95)</td></tr> <tr> <td>所得のうち年 400 万円を超える金額</td><td>100 分の 3.6 (100 分の 3.93)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">収入金額 課税法人</td><td>清算所得</td><td>100 分の 3.93</td></tr> <tr> <td>3 以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人のうち、資本金の額又は出資金の額が 1,000 万円以上のもの 普通法人 特別法人</td><td>100 分の 5.3 (100 分の 5.78) 100 分の 3.6 (100 分の 3.93)</td></tr> <tr> <td>電気供給業、ガス供給業又は保険業を行なう法人</td><td>100 分の 0.7 (100 分の 0.765)</td></tr> </tbody> </table>			区分		税率	普通法人	年 400 万円以下の金額	100 分の 2.7 (100 分の 2.95)	各事業年度の年 400 万円を超える所得のうち年 800 万円以下の金額	100 分の 4 (100 分の 4.365)	特別法人	年 800 万円を超える金額	100 分の 5.3 (100 分の 5.78)	清算所得	100 分の 5.78	特別法人	各事業年度の年 400 万円以下の金額	100 分の 2.7 (100 分の 2.95)	所得のうち年 400 万円を超える金額	100 分の 3.6 (100 分の 3.93)	収入金額 課税法人	清算所得	100 分の 3.93	3 以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人のうち、資本金の額又は出資金の額が 1,000 万円以上のもの 普通法人 特別法人	100 分の 5.3 (100 分の 5.78) 100 分の 3.6 (100 分の 3.93)	電気供給業、ガス供給業又は保険業を行なう法人
区分		税率																									
普通法人	年 400 万円以下の金額	100 分の 2.7 (100 分の 2.95)																									
	各事業年度の年 400 万円を超える所得のうち年 800 万円以下の金額	100 分の 4 (100 分の 4.365)																									
特別法人	年 800 万円を超える金額	100 分の 5.3 (100 分の 5.78)																									
	清算所得	100 分の 5.78																									
特別法人	各事業年度の年 400 万円以下の金額	100 分の 2.7 (100 分の 2.95)																									
	所得のうち年 400 万円を超える金額	100 分の 3.6 (100 分の 3.93)																									
収入金額 課税法人	清算所得	100 分の 3.93																									
	3 以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人のうち、資本金の額又は出資金の額が 1,000 万円以上のもの 普通法人 特別法人	100 分の 5.3 (100 分の 5.78) 100 分の 3.6 (100 分の 3.93)																									
電気供給業、ガス供給業又は保険業を行なう法人	100 分の 0.7 (100 分の 0.765)																										
2 資本金の額又は出資金の額が 1 億円超の普通法人 (外形標準課税適用法人)																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">所得割</td><td>年 400 万円以下の所得 金額</td><td>100 分の 1.5 (100 分の 1.69)</td></tr> <tr> <td>年 400 万円を超える年 800 万円以下の所得金額</td><td>100 分の 2.2 (100 分の 2.475)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">年 800 万円を超える所得金額及び清算所得</td><td>100 分の 2.9 (100 分の 3.26)</td></tr> <tr> <td>付加価値割</td><td>100 分の 0.48 (100 分の 0.504)</td></tr> <tr> <td>資本割</td><td>100 分の 0.2 (100 分の 0.21)</td></tr> </tbody> </table>			区分		税率	所得割	年 400 万円以下の所得 金額	100 分の 1.5 (100 分の 1.69)	年 400 万円を超える年 800 万円以下の所得金額	100 分の 2.2 (100 分の 2.475)	年 800 万円を超える所得金額及び清算所得	100 分の 2.9 (100 分の 3.26)	付加価値割	100 分の 0.48 (100 分の 0.504)	資本割	100 分の 0.2 (100 分の 0.21)											
区分		税率																									
所得割	年 400 万円以下の所得 金額	100 分の 1.5 (100 分の 1.69)																									
	年 400 万円を超える年 800 万円以下の所得金額	100 分の 2.2 (100 分の 2.475)																									
年 800 万円を超える所得金額及び清算所得	100 分の 2.9 (100 分の 3.26)																										
	付加価値割	100 分の 0.48 (100 分の 0.504)																									
資本割	100 分の 0.2 (100 分の 0.21)																										
3 地方法人特別税																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外形標準課税適用法人の基準 法人所得割額</td><td></td><td>148%</td></tr> <tr> <td>外形標準課税適用法人以外 の法人の基準法人所得割額</td><td></td><td>81%</td></tr> <tr> <td>基準法人収入割額</td><td></td><td>81%</td></tr> </tbody> </table>			区分		税率	外形標準課税適用法人の基準 法人所得割額		148%	外形標準課税適用法人以外 の法人の基準法人所得割額		81%	基準法人収入割額		81%													
区分		税率																									
外形標準課税適用法人の基準 法人所得割額		148%																									
外形標準課税適用法人以外 の法人の基準法人所得割額		81%																									
基準法人収入割額		81%																									
地方消費税																											
不動産取得税																											
府たばこ税 〔昭和 63 年度まで〕 〔府たばこ消費税〕																											
ゴルフ場利用税 〔昭和 63 年度まで〕 〔娯楽施設利用税〕																											
自動車税		グリーン化税制の 2 年延長 (軽減対象重点化)																									
鉱区税																											
府が課する固定資産税																											
自動車取得税		低燃費車特例の 2 年延長(重点化) 4 月 1 日から 4 月 30 日まで税率の暫定措置失効																									
軽油引取税		4 月 1 日から 4 月 30 日まで税率の暫定措置失効																									
狩猟税 〔平成 15 年度まで〕 〔入猟税〕		対象鳥獣捕獲員が受けける狩猟者の登録に係る税率: 通常の 2 分の 1																									
産業廃棄物税																											
府税	府税収入比 (対前年比)	330,940 (98.4)																									
	標準収入額 (対前年比)	321,422 (102.0)																									
譲与税	譲与額 (対前年比)	2,071 (91.3)																									
	標準収入額 (対前年比)	2,214 (96.9)																									

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	平成 22 年 1 月 1 日より源泉徴収選択口座内配当に係る配当割について改正			軽減税率（3%）の廃止（平成 26 年 1 月 1 日以降）
住宅及び土地 100 分の 3（平成 24 年 3 月 31 日までの取得） 宅地評価土地（住宅用地・商業用地）に係る課税標準の特例（2 分の 1）を 3 年延長			住宅及び土地 100 分の 3（平成 27 年 3 月 31 日までの取得） 宅地評価土地（住宅用地・商業用地）に係る課税標準の特例（2 分の 1）を 3 年延長	
	税率 1,000 本につき 1,504 円（旧 3 級品は 716 円） (平成 22 年 10 月 1 日以後)			税率 1,000 本につき 860 円（旧 3 級品は 411 円） (平成 25 年 4 月 1 日以後)
	グリーン化税制の 2 年延長 (適用対象見直し)		グリーン化税制の 2 年延長 (適用対象見直し)	
電気・天然ガス・プラグインハイブリッド・ハイブリット・ディーゼル自動車に係る軽減措置を 3 年間延長（重点化、税率見直し）	暫定税率の廃止（ただし税率水準は維持） 低燃費車特例の 2 年延長（重点化）		エコカー減税の 3 年延長（基準の見直し、重点化） 低公害車特例と低燃費車特例の期限切れに伴う統合（基準の見直し、3 年間の措置） パリアフリー・ASV 特例の創設	
道路特定財源の一般財源化となるも課税免除措置は 3 年間継続			課税免除特例措置を原則 3 年延長	
273,268 (82.6)	241,506 (88.4)	239,071 (99.0)	234,626 (98.1)	242,766 (103.5)
258,841 (80.5)	224,206 (86.6)	220,846 (98.5)	228,050 (103.3)	217,605 (95.4)
15,196 (733.9)	31,012 (204.1)	33,395 (107.7)	34,458 (103.2)	41,177 (119.5)
14,466 (653.4)	28,348 (196.0)	33,685 (118.8)	34,162 (101.4)	36,779 (107.7)

税 目		平成 26 年度	
府民税	個人		
	配当割及び 株式等譲渡所得割		
	法人	地方法人税（国税）の創設に伴い、平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税割の税率を引下げ 5% (5.8%) → 3.2% (4%) (括弧内は超過税率)	
	利子割		
事業税	個人		
	法人	平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から地方法人特別税を 1/3 縮小し、法人事業税に復元 ※()は超過税率 1 資本金の額又は出資金の額が 1 億円超の普通法人以外の法人 (外形標準課税非適用法人)	
		2 資本金の額又は出資金の額が 1 億円超の普通法人 (外形標準課税適用法人)	
		区分 税率	区分 税率
		普通法人 各事業年度の所得のうち 〔年 400 万円以下の金額 年 400 万円を超える金額〕 100 分の 3.4 (100 分の 3.65) 100 分の 5.1 (100 分の 5.465)	所得割 年 400 万円以下の所得金額 100 分の 2.2 (100 分の 2.39)
		〔年 800 万円以下の金額 年 800 万円を超える金額〕 100 分の 6.7 (100 分の 7.18)	年 400 万円を超える年 800 万円以下の所得金額 100 分の 3.2 (100 分の 3.475)
		付加価値割 各事業年度の〔年 400 万円以下の金額 年 400 万円を超える金額〕 100 分の 3.4 (100 分の 3.65) 100 分の 4.6 (100 分の 4.93)	年 800 万円を超える所得金額及び清算所得 100 分の 4.3 (100 分の 4.66)
		資本割 各事業年度の〔年 400 万円以下の金額 年 400 万円を超える金額〕 100 分の 0.2 (100 分の 0.21)	付加価値割 100 分の 0.48 (100 分の 0.504)
		3 地方法人特別税 区分 税率	資本割 100 分の 0.2 (100 分の 0.21)
		普通法人 〔年 400 万円以下の金額 年 400 万円を超える金額〕 100 分の 6.7 (100 分の 7.18) 100 分の 4.6 (100 分の 4.93)	普通法人 〔年 400 万円以下の金額 年 400 万円を超える金額〕 100 分の 3.4 (100 分の 3.65) 100 分の 4.6 (100 分の 4.93)
		普通法人 〔年 400 万円以下の金額 年 400 万円を超える金額〕 100 分の 0.9 (100 分の 0.965)	普通法人 〔年 400 万円以下の金額 年 400 万円を超える金額〕 100 分の 0.9 (100 分の 0.965)
地方消費税		税率 17/63 (実質 1.7%) (平成 26 年 4 月 1 日以降)	
不動産取得税			
府たばこ税 〔昭和 63 年度まで 府たばこ消費税〕			
ゴルフ場利用税 〔昭和 63 年度まで 娯楽施設利用税〕			
自動車税		グリーン化税制の 2 年延長 (適用対象見直し)	
鉱区税			
府が課する固定資産税			
自動車取得税		・税率の引下げ 自家用自動車（軽自動車を除く）100 分の 3 営業用自動車、軽自動車 100 分の 2 ・環境性能に優れた自動車に係るエコカー減税の軽減割合拡充	エコカー減税の 2 年延長 (基準の見直し、重点化)
軽油引取税			課税免除の特例措置を 3 年延長
狩猟税 〔平成 15 年度まで 入猟税〕			対象鳥獣捕獲員又は認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録に係るもの非課税 有害鳥獣捕獲許可に基づく許可捕獲の従事者が受ける狩猟者の登録に係る税率：通常の 2 分の 1
産業廃棄物税			
府税収入比 (対前年比)		251,010 (103.4)	286,049 (114.0)
標準収入額 (対前年比)		224,914 (103.4)	260,370 (115.8)
譲与額 (対前年比)		49,128 (119.3)	44,764 (91.1)
標準収入額 (対前年比)		45,055 (122.5)	45,161 (100.2)

平成 27 年度	
所得割 普通法人 各事業年度の所得のうち 〔年 400 万円以下の金額 年 400 万円を超える金額〕 100 分の 3.4 (100 分の 3.65) 100 分の 5.1 (100 分の 5.465)	所得割 年 400 万円以下の所得金額 100 分の 2.2 (100 分の 2.39)
所得割 〔年 400 万円を超える年 800 万円以下の所得金額 年 800 万円を超える金額〕 100 分の 3.2 (100 分の 3.475)	年 400 万円を超える年 800 万円以下の所得金額 100 分の 6.7 (100 分の 7.18)
付加価値割 各事業年度の〔年 400 万円以下の金額 年 400 万円を超える金額〕 100 分の 0.48 (100 分の 0.504)	付加価値割 100 分の 0.48 (100 分の 0.504)
資本割 各事業年度の〔年 400 万円以下の金額 年 400 万円を超える金額〕 100 分の 0.2 (100 分の 0.21)	資本割 100 分の 0.2 (100 分の 0.21)
3 地方法人特別税 区分 税率	3 地方法人特別税 区分 税率
普通法人 〔年 400 万円以下の金額 年 400 万円を超える金額〕 100 分の 6.7 (100 分の 7.18) 100 分の 4.6 (100 分の 4.93)	普通法人 〔年 400 万円以下の金額 年 400 万円を超える金額〕 100 分の 3.4 (100 分の 3.65) 100 分の 4.6 (100 分の 4.93)
普通法人 〔年 400 万円以下の金額 年 400 万円を超える金額〕 100 分の 0.9 (100 分の 0.965)	普通法人 〔年 400 万円以下の金額 年 400 万円を超える金額〕 100 分の 0.9 (100 分の 0.965)
住宅及び土地 100 分の 3 (平成 30 年 3 月 31 日までの取得) 宅地評価土地（住宅用地・商業用地）に係る課税標準の特例（2 分の 1）を 3 年延長	
エコカー減税の 2 年延長 (基準の見直し、重点化)	
課税免除の特例措置を 3 年延長	
対象鳥獣捕獲員又は認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録に係るもの非課税 有害鳥獣捕獲許可に基づく許可捕獲の従事者が受ける狩猟者の登録に係る税率：通常の 2 分の 1	

税目		平成 28 年度																			
府民税	個人	均等割 豊かな森を育てる府民税を創設 税額(年)600 円を均等割に上乗せ																			
	配当割及び 株式等譲渡所得割																				
	法人																				
	利子割																				
事業税	個人																				
	法人	平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から外形標準課税を見直し (3/8 から 5/8 に拡大) ※()は超過税率																			
		1 資本金の額又は出資金の額が 1 億円超の普通法人以外の法人 (外形標準課税非適用法人)																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">普通法人</td> <td>「年 400 万円以下の金額</td> <td>100 分の 3.4(100 分の 3.65)</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち「年 400 万円を超える金額」</td> <td>100 分の 5.1(100 分の 5.465)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別法人</td> <td>「年 800 万円以下の金額</td> <td>100 分の 6.7(100 分の 7.18)</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち「年 400 万円を超える金額」</td> <td>100 分の 3.4(100 分の 3.65) 100 分の 4.6(100 分の 4.93)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3 以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人のうち、資本金の額又は出資金の額が 1,000 万円以上である法人 普通法人 特別法人</td> <td>100 分の 6.7(100 分の 7.18) 100 分の 4.6(100 分の 4.93)</td> </tr> <tr> <td>収入金額 課税法人</td> <td>電気供給業、ガス供給業又は保険業 を行う法人</td> <td>100 分の 0.9(100 分の 0.965)</td> </tr> </tbody> </table>			区分		税率	普通法人	「年 400 万円以下の金額	100 分の 3.4(100 分の 3.65)	各事業年度の所得のうち「年 400 万円を超える金額」	100 分の 5.1(100 分の 5.465)	特別法人	「年 800 万円以下の金額	100 分の 6.7(100 分の 7.18)	各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち「年 400 万円を超える金額」	100 分の 3.4(100 分の 3.65) 100 分の 4.6(100 分の 4.93)	3 以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人のうち、資本金の額又は出資金の額が 1,000 万円以上である法人 普通法人 特別法人		100 分の 6.7(100 分の 7.18) 100 分の 4.6(100 分の 4.93)	収入金額 課税法人
区分		税率																			
普通法人	「年 400 万円以下の金額	100 分の 3.4(100 分の 3.65)																			
	各事業年度の所得のうち「年 400 万円を超える金額」	100 分の 5.1(100 分の 5.465)																			
特別法人	「年 800 万円以下の金額	100 分の 6.7(100 分の 7.18)																			
	各事業年度の「年 400 万円以下の金額」所得のうち「年 400 万円を超える金額」	100 分の 3.4(100 分の 3.65) 100 分の 4.6(100 分の 4.93)																			
3 以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人のうち、資本金の額又は出資金の額が 1,000 万円以上である法人 普通法人 特別法人		100 分の 6.7(100 分の 7.18) 100 分の 4.6(100 分の 4.93)																			
収入金額 課税法人	電気供給業、ガス供給業又は保険業 を行う法人	100 分の 0.9(100 分の 0.965)																			
2 資本金の額又は出資金の額が 1 億円超の普通法人 (外形標準課税適用法人)																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">所得割</td> <td>年 400 万円以下の所得 金額</td> <td>100 分の 0.3 (100 分の 0.395)</td> </tr> <tr> <td>年 400 万円を超える年 800 万円以下の所得金額</td> <td>100 分の 0.5 (100 分の 0.635)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">割</td> <td>年 800 万円を超える 所得金額及び清算所得</td> <td>100 分の 0.7 (100 分の 0.88)</td> </tr> <tr> <td>付加価値割</td> <td>100 分の 1.2 (100 分の 1.26)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">資本割</td> <td>100 分の 0.5 (100 分の 0.525)</td> </tr> </tbody> </table>			区分		税率	所得割	年 400 万円以下の所得 金額	100 分の 0.3 (100 分の 0.395)	年 400 万円を超える年 800 万円以下の所得金額	100 分の 0.5 (100 分の 0.635)	割	年 800 万円を超える 所得金額及び清算所得	100 分の 0.7 (100 分の 0.88)	付加価値割	100 分の 1.2 (100 分の 1.26)	資本割		100 分の 0.5 (100 分の 0.525)			
区分		税率																			
所得割	年 400 万円以下の所得 金額	100 分の 0.3 (100 分の 0.395)																			
	年 400 万円を超える年 800 万円以下の所得金額	100 分の 0.5 (100 分の 0.635)																			
割	年 800 万円を超える 所得金額及び清算所得	100 分の 0.7 (100 分の 0.88)																			
	付加価値割	100 分の 1.2 (100 分の 1.26)																			
資本割		100 分の 0.5 (100 分の 0.525)																			
3 地方法人特別税																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外形標準課税適用法人の基準 法人所得割額</td> <td>414.2%</td> </tr> <tr> <td>外形標準課税適用法人以外 の法人の基準法人所得割額</td> <td>43.2%</td> </tr> <tr> <td>基準法人収入割額</td> <td>43.2%</td> </tr> </tbody> </table>			区分		税率	外形標準課税適用法人の基準 法人所得割額	414.2%	外形標準課税適用法人以外 の法人の基準法人所得割額	43.2%	基準法人収入割額	43.2%										
区分		税率																			
外形標準課税適用法人の基準 法人所得割額	414.2%																				
外形標準課税適用法人以外 の法人の基準法人所得割額	43.2%																				
基準法人収入割額	43.2%																				
地方消費税																					
不動産取得税																					
府たばこ税 〔昭和 63 年度まで〕		旧 3 級品 税率 1,000 本につき 481 円 (平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで)																			
ゴルフ場利用税 〔昭和 63 年度まで〕																					
自動車税		グリーン化税制の 1 年延長 (基準の切り替え、重点化)																			
鉱区税																					
府が課する 固定資産税																					
自動車取得税																					
軽油引取税																					
狩猟税 〔平成 15 年度まで〕																					
産業廃棄物税																					
府税	府税収入額 (対前年比)	279,407 (97.7)																			
	標準収入額 (対前年比)	272,282 (104.6)																			
譲与税	譲与額 (対前年比)	37,961 (84.8)																			
	標準収入額 (対前年比)	39,923 (88.4)																			

税目		令和元年度																	
府民税	個人																		
	配当割及び株式等譲渡所得割																		
	法人	地方法人税(国税)の税率の引上げに伴い、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から法人税割の税率を引下げ 3.2% (4.0%) → 1.0% (1.8%) (括弧内は超過税率)																	
	利子割																		
事業税	個人																		
	法人	令和元年10月1日以後に開始する事業年度から特別法人事業税の創設に伴う税率の見直し ※()は超過税率																	
		1 資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人以外の法人 (外形標準課税非適用法人)		2 資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人 (外形標準課税適用法人)															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">普通法人</td> <td>各事業年度の所得のうち 「年400万円以下の金額 年400万円を超える金額」</td> <td>100分の3.5(100分の3.75) 100分の5.3(100分の5.665)</td> </tr> <tr> <td>年800万円以下の金額 年800万円を超える金額</td> <td>100分の7(100分の7.48)</td> </tr> </tbody> </table>		区分		税率	普通法人	各事業年度の所得のうち 「年400万円以下の金額 年400万円を超える金額」	100分の3.5(100分の3.75) 100分の5.3(100分の5.665)	年800万円以下の金額 年800万円を超える金額	100分の7(100分の7.48)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">所得割</td> <td>年400万円以下の所得 年400万円を超える所得</td> <td>100分の0.4 (100分の0.495)</td> </tr> <tr> <td>年800万円以下の所得 年800万円を超える所得</td> <td>100分の0.7 (100分の0.835)</td> </tr> </tbody> </table>		区分		税率	所得割	年400万円以下の所得 年400万円を超える所得	100分の0.4 (100分の0.495)
区分		税率																	
普通法人	各事業年度の所得のうち 「年400万円以下の金額 年400万円を超える金額」	100分の3.5(100分の3.75) 100分の5.3(100分の5.665)																	
	年800万円以下の金額 年800万円を超える金額	100分の7(100分の7.48)																	
区分		税率																	
所得割	年400万円以下の所得 年400万円を超える所得	100分の0.4 (100分の0.495)																	
	年800万円以下の所得 年800万円を超える所得	100分の0.7 (100分の0.835)																	
<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特別法人</td> <td>各事業年度の所得のうち 「年400万円以下の金額 年400万円を超える金額」</td> <td>100分の3.5(100分の3.75) 100分の4.9(100分の5.23)</td> </tr> <tr> <td>3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人のうち、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上である法人 普通法人 特別法人</td> <td>100分の7(100分の7.48) 100分の4.9(100分の5.23)</td> </tr> </tbody> </table>		特別法人	各事業年度の所得のうち 「年400万円以下の金額 年400万円を超える金額」	100分の3.5(100分の3.75) 100分の4.9(100分の5.23)	3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人のうち、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上である法人 普通法人 特別法人	100分の7(100分の7.48) 100分の4.9(100分の5.23)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">付加価値割</td> <td>100分の1.2 (100分の1.26)</td> </tr> <tr> <td>資本割</td> <td>100分の0.5 (100分の0.525)</td> </tr> </tbody> </table>		付加価値割	100分の1.2 (100分の1.26)	資本割	100分の0.5 (100分の0.525)							
特別法人	各事業年度の所得のうち 「年400万円以下の金額 年400万円を超える金額」		100分の3.5(100分の3.75) 100分の4.9(100分の5.23)																
	3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人のうち、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上である法人 普通法人 特別法人	100分の7(100分の7.48) 100分の4.9(100分の5.23)																	
付加価値割	100分の1.2 (100分の1.26)																		
	資本割	100分の0.5 (100分の0.525)																	
3 特別法人事業税		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外形標準課税適用法人の基準法人所得割額</td> <td></td> <td>260%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外形標準課税適用法人以外の法人の基準法人所得割額</td> <td>普通法人</td> <td>37%</td> </tr> <tr> <td>特別法人</td> <td>34.5%</td> </tr> </tbody> </table>		区分		税率	外形標準課税適用法人の基準法人所得割額		260%	外形標準課税適用法人以外の法人の基準法人所得割額	普通法人	37%	特別法人	34.5%					
区分		税率																	
外形標準課税適用法人の基準法人所得割額		260%																	
外形標準課税適用法人以外の法人の基準法人所得割額	普通法人	37%																	
	特別法人	34.5%																	
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>収入金額 課税法人</td> <td>電気供給業、ガス供給業又は保険業 を行う法人</td> <td>100分の1(100分の1.065)</td> </tr> </tbody> </table>		収入金額 課税法人	電気供給業、ガス供給業又は保険業 を行う法人	100分の1(100分の1.065)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>基準法人収入割額</td> <td></td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table>		基準法人収入割額		30%										
収入金額 課税法人	電気供給業、ガス供給業又は保険業 を行う法人	100分の1(100分の1.065)																	
基準法人収入割額		30%																	
地方消費税		税率 22/78 (令和元年10月1日以降) ・標準税率 (消費税率 7.8% × 22/78 = 実質 2.2%) ・軽減税率 (消費税率 6.24% × 22/78 = 実質 1.76%)																	
不動産取得税		課税標準の特例又は税額の減額措置の適用期限の2年延長																	
府たばこ税 〔昭和63年度まで〕 〔府たばこ消費税〕		旧3級品 税率 1,000本につき 930円 (令和元年10月1日から令和2年9月30日まで)																	
ゴルフ場利用税 〔昭和63年度まで〕 〔娯楽施設利用税〕																			
自動車税	環境性能割	・創設 令和元年10月1日施行 ・税率 1%分の臨時的軽減 (令和元年10月1日から令和2年3月31日まで)																	
	種別割	創設 令和元年10月1日施行																	
鉱区税																			
府が課する固定資産税																			
自動車取得税		(廃止 令和元年9月30日まで)																	
軽油引取税																			
狩猟税 〔平成15年度まで〕 〔入猟税〕		鳥獣被害対策を推進するため、対象鳥獣捕獲員等の狩猟者登録に係る課税免除等の特例措置を5年間延長																	
産業廃棄物税																			
府税	府税収入額 (対前年比)	275,705 (103.1)																	
	標準収入額 (対前年比)	260,602 (103.7)																	
譲与税	譲与額 (対前年比)	43,325 (98.0)																	
	標準収入額 (対前年比)	46,026 (105.2)																	

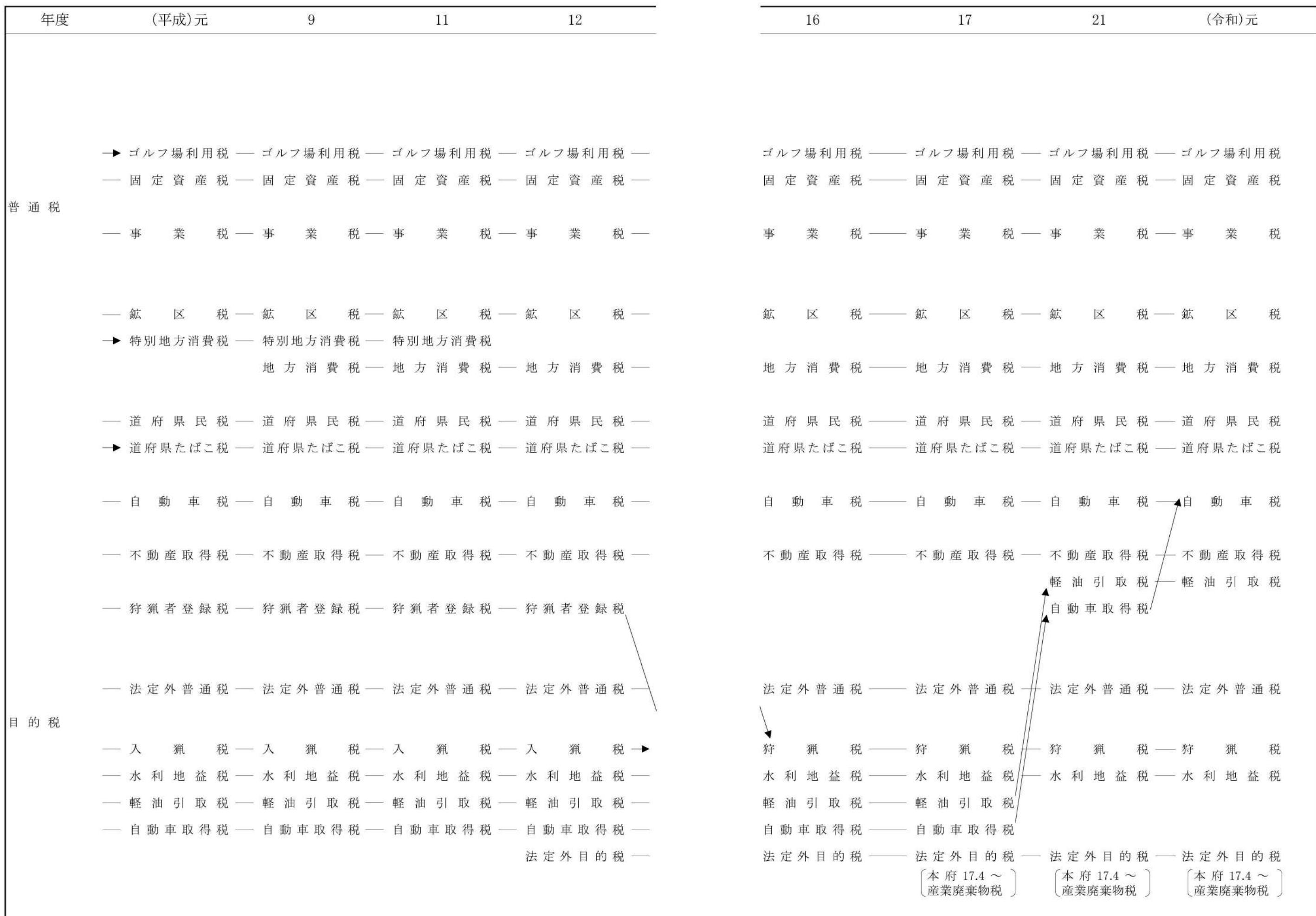
令和2年度	令和3年度														
令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、電気供給業のうち小売電気事業等又は発電事業等に係る収入金額課税の見直し ※()は超過税率															
1 資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人以外の法人 (外形標準課税非適用法人)	2 資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人 (外形標準課税適用法人)														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>税率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入割</td><td>100分の0.75(100分の0.8025)</td></tr> <tr> <td>所得割</td><td>100分の1.85(100分の1.9425)</td></tr> </tbody> </table>	区分	税率	収入割	100分の0.75(100分の0.8025)	所得割	100分の1.85(100分の1.9425)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>税率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入割</td><td>100分の0.75(100分の0.8025)</td></tr> <tr> <td>付加価値割</td><td>100分の0.37(100分の0.3885)</td></tr> <tr> <td>資本割</td><td>100分の0.15(100分の0.1575)</td></tr> </tbody> </table>	区分	税率	収入割	100分の0.75(100分の0.8025)	付加価値割	100分の0.37(100分の0.3885)	資本割	100分の0.15(100分の0.1575)
区分	税率														
収入割	100分の0.75(100分の0.8025)														
所得割	100分の1.85(100分の1.9425)														
区分	税率														
収入割	100分の0.75(100分の0.8025)														
付加価値割	100分の0.37(100分の0.3885)														
資本割	100分の0.15(100分の0.1575)														
課税標準の特例の適用期限の2年延長	住宅及び土地 100分の3 (令和6年3月31日までの取得) 宅地評価土地(住宅用地・商業用地)に係る 課税標準の特例(2分の1)を3年延長														
・税率1,000本につき1,000円(令和2年10月1日から令和3年9月30日まで) ・軽量な葉巻たばこ 課税方式の見直し	税率1,000本につき1,070円 (令和3年10月1日から)														
税率1%分の臨時の軽減(令和元年10月1日から令和3年3月31日まで)	税率1%分の臨時の軽減 (令和元年10月1日から令和3年12月31日まで)														
	課税免除の特例措置を3年延長														
263,520 (95.6)	291,429 (110.6)														
261,018 (100.2)	231,860 (88.8)														
38,954 (89.9)	43,322 (111.2)														
46,917 (101.9)	30,100 (64.2)														

税目		令和4年度										
府民税	個人											
	配当割及び 株式等譲渡所得割											
	法人											
	利子割											
事業税	個人											
		令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用される一部の税率の見直し										
		・付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により法人事業税を課される法人										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業年度所得</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年400万円を超える、800万円以下の金額</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>年400万円以下の金額</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業年度所得	税率	年400万円を超える、800万円以下の金額	1	年400万円以下の金額					
事業年度所得	税率											
年400万円を超える、800万円以下の金額	1											
年400万円以下の金額												
	・一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外の事業であって特定ガス供給業に該当する事業、並びに一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外の事業であって特定ガス供給業以外の事業に係る税率											
法人	1 一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業 2 一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外以外の事業であって特定ガス供給業に該当する事業であって特定ガス供給業以外の事業											
	する事業 ①資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人（外形標準課税適用法人）											
	②資本金の額又は出資金の額が3億円を超える法人											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>付加価値割</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>資本割</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table>	区分	税率	所得割	1	付加価値割	1.2	資本割	0.5			
区分	税率											
所得割	1											
付加価値割	1.2											
資本割	0.5											
	②資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人											
地方消費税		②資本金の額又は出資金の額が3億円以下の法人（外形標準課税非適用法人）										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業年度所得</th> <th>区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年800万円を超える金額</td> <td rowspan="3">所得割</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>年400万円を超える、800万円以下の金額</td> <td>5.3</td> </tr> <tr> <td>年400万円以下</td> <td>3.5</td> </tr> </tbody> </table>	事業年度所得	区分	税率	年800万円を超える金額	所得割	7	年400万円を超える、800万円以下の金額	5.3	年400万円以下	3.5
事業年度所得	区分	税率										
年800万円を超える金額	所得割	7										
年400万円を超える、800万円以下の金額		5.3										
年400万円以下		3.5										
不動産取得税												
府たばこ税 〔昭和63年度まで〕 〔府たばこ消費税〕												
ゴルフ場利用税 〔昭和63年度まで〕 〔娯楽施設利用税〕												
自動車税	環境性能割											
	種別割											
鉱区税												
府が課する固定資産税												
軽油引取税												
狩猟税 〔平成15年度まで〕 〔入猟税〕												
産業廃棄物税												
府税収入額 (対前年比)		292,524(100.4)										
標準収入額 (対前年比)		267,312(115.3)										
譲与税	譲与額 (対前年比)	50,305(116.1)										
	標準収入額 (対前年比)	46,618(154.9)										

令和5年度	令和6年度
課税標準の特例又は税額の減額措置の適用期限の延長	住宅及び土地 100 分の 3 (令和9年3月31日までの取得) 宅地評価土地（住宅用地・商業用地）に係る 課税標準の特例（2分の1）を3年延長
税率区分の見直し (段階的に引上げ)	
	課税免除の特例措置を3年延長
	鳥獣被害対策を推進するため、対象鳥獣捕獲員等の狩猟者登録に係る 課税免除等の特例措置を5年間延長
294,358(100.6)	307,855 (104.6)
274,736(102.8)	274,395 (99.9)
50,505(100.4)	57,472 (113.8)
45,430(97.5)	48,085 (105.8)

3. 道府県税制の変遷





令和6年度

京都府税務統計

令和7年11月 発行

編集発行 京都府総務部税務課
所在地 京都市上京区下立売通新町西入
敷ノ内町

●

京都府総務部税務課

TEL (075)414-4429